

（仮称）新・琵琶湖文化館整備事業 入札説明書等に関する質問および意見（第1回）への回答

- ・（仮称）新・琵琶湖文化館整備事業に関する質問および意見（第1回）への回答を次のとおり公表します。
多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・質問および意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字および表記・該当箇所の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

■入札説明書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
1	開館準備・維持管理・文化観光等に係る光熱水費	5		2	(9)	ア	(オ)			光熱水費に総合する額は実費精算とし、基に県と事業者との間で締結する事業契約に定める額を、とありますが、基にとはどういう意味でしょうか。	「基に」は削除します。
2	開館準備・維持管理・文化観光等に係る光熱水費	5		2	(9)	ア	(オ)			「施設貸出業務のうち、県が講堂・研修室を利用する場合の光熱水費は県が負担する」とありますが、これは、講堂・研修室に電気等の子メーターをつける必要があるということでしょうか。利用率の按分で精算ということでしょうか。	講堂・研修室への子メーターの設置は必須です。要求水準書「第2 2 (4) イs」をご参照ください。
3	参加資格の喪失	11		3	(4)					参加資格確認基準日の翌日から改札日までの間、構成企業および協力企業が参加資格を喪失した場合、県が認めれば補充が可能であるとのことですが、入札参加資格の補充ではなく、提案内容の増強を目的とする補充は可能でしょうか。	不可とします。
4	ヒアリング	18		4	(7)	ク				ヒアリングは提案書の内容に関するものであり、提案書にはない動画や模型は使用できないとの理解でしょうか。	動画および模型は不可とする予定です。詳細は提案書提出時に別途お示しします。
5	予定価格	18		4	(9)					予定価格は10,813,156,000円（消費税等込）とありますが、そのなかの建設事業費は何年何月の単価を採用されてるでしょうか。ご教示ください。	事業費に関わるご質問には回答しません。
6	特定目的会社(SPC)の設立等	23		6	(5)					入札参加者の構成員によるSPCの出資比率は50%を超えること、とありますが、構成企業の誤植ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。入札説明書を修正します。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
7	要求水準書共通									入札説明書内に複数記載のある「事業者が負担」、「事業者の負担」および「事業者負担」については、サービス対価の範囲内で事業者が調達もしくは実施するものという意味ととらえてよろしいでしょうか。	サービス対価の対象となるものはその旨を明記します。該当箇所を修正します。
8	地域の文化財のサポートセンター	2	第1	2	(2)	イ	(イ)			地域の守り手不足等で、文化財の保存を行政に求められている案件はどのくらいの数、あるのでしょうか。差支えのない範囲でお教えてください。	過去5年間の寄託品受入は6件です。休館中であることから基本的に新規の寄託品受入を控えている期間の数であるため、開館後は増加する見込みです。
9	移転支援業務	3	第1	4	(2)	イ				移転支援業務とは、移転自体は県がなされ、事業者は施設内で移転業務がスムーズにいくような支援をするという理解でよろしいでしょうか。	移転は県が実施します。事業者は搬入に必要な車両誘導等も含めて必要な支援を行ってください。
10	事業予定地その他	5	第1	6	(6)					事業用地東隣の天津市有地以外の滋賀県有地（空地）について、建設期間中で借地できるとのことですが、借地エリアについても埋蔵文化財はないものとしてよろしいでしょうか。	付属資料11のとおり、ご質問の土地は埋蔵文化物包蔵地（大津城遺跡）です。工事が必要な場合は、近隣地に包蔵されている埋蔵文化財への影響が生じないよう、慎重に工事を実施するとともに、借地期間終了時は事業者負担での原状回復が要件となります。
11	施設構成	6	第1	7	(2)					外構その他に、管理用駐車場10台程度、管理用駐輪場10台程度との記載がありますが、事業者用の駐車場及び駐輪場は別途計画するものと理解してよろしいでしょうか。	事業者用の駐車場（通勤用は除く）は、2～3台程度駐車可能です。事業者用の駐輪場は提案に応じて適切にお見込みください。なお、詳細は設計段階での協議とします。
12	施設構成	6	第1	7	(2)					収集・保管部門の内訳面積2,150㎡について、（要求水準書P43以降に示されている諸室計画における）搬出入口と文化財専用エレベーターを含まない諸室面積の合計は2,125㎡と読み取れます。施設構成に示される内訳面積には文化財搬入経路が含まれていないものとし、2,125㎡と読み替えてよろしいでしょうか。	当該箇所の内訳面積（部門別）は、基本計画で示した面積です。現状は諸室計画に示す面積が正のため、要求水準書を変更します。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
13	施設構成	6	第1	7	(2)					調査・研究部門の内訳面積350㎡について、(要求水準書P43以降に示されている諸室計画における)諸室面積の合計は380㎡と読み取れます。施設構成に示される内訳面積を380㎡と読み替えてよろしいでしょうか。	No.12 をご参照ください。
14	施設構成	6	第1	7	(2)					情報発信・交流部門の内訳面積525㎡について、(要求水準書P43以降に示されている諸室計画における)諸室面積の合計は500㎡と読み取れます。施設構成に示される内訳面積を525㎡と読み替えてよろしいでしょうか。	No.12 をご参照ください。
15	法令	7	第1	8	(1)					事業用地及び工事中借用できる事業用地東隣の大津市有地以外の滋賀県有地(空地)について、土壤汚染対策法第4条届出は、滋賀県にて実施していただけるということよろしいでしょうか。	設計段階以降において届出内容が定まった後に、県による届出を想定しています。事業者には書類作成等の協力、支援を求める予定です。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
16	法令	7	第1	8	(1)					事業用地及び工事中借用できる事業用地東隣の天津市有地以外の滋賀県有地（空地）について、土壤汚染対策法第3条第1項のただし書きの確認を受けた土地（土壤汚染調査の一時的な免除を受けている土地）ではないでしょうか？	現時点では土壤汚染対策法第3条第1項に規定されるただし書きの確認を受けた土地に該当しないと認識しています。
17	法令	7	第1	8	(1)					事業用地及び工事中借用できる事業用地東隣の天津市有地以外の滋賀県有地（空地）について、水質汚濁防止法（および下水道法）で規定される特定施設のうち、土壤汚染対策法の特定有害物質を使用する施設（有害物質使用特定施設）はないでしょうか？	現時点では水質汚濁防止法に規定される有害物質使用特定施設および下水道法における特定施設はないと認識しています。
18	法令	7	第1	8	(1)					土壤汚染対策法の調査命令は出ない土地という認識でよろしいでしょうか。	現時点では調査命令に該当する情報は確認していません。ただし、今後、事業予定地で土壤汚染や地下水汚染のおそれが発覚した場合はこの限りではありません。
19	法令	7	第1	8	(1)					事業用地及び工事中借用できる事業用地東隣の天津市有地以外の滋賀県有地（空地）について、土壤汚染・地下水汚染はないものとしてよろしいでしょうか。もし土壤汚染・地下水汚染があるものとする場合、具体的な汚染状態（汚染物質・汚染濃度・汚染深度等）をご提示願います。	現時点では、土壤汚染および地下水汚染があるという情報はありません。
20	法令	7	第1	8	(1)					残土処分時に必要となる残土分析費用は見込むものとしてよろしいでしょうか。既に調査した結果がございましたらご提供お願いいたします。	前段はご理解のとおりです。後段については特に調査したものではありません。
21	法令	7	第1	8	(1)					工事着手時は計画地に土壤汚染は無いものとして工事工程計画を行ってよろしいでしょうか。	No. 18をご参照ください。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
22	法令	7	第1	8	(1)					形質変更に係る届出（法第4条関係）は、滋賀県にて対応は完了されているものと考えてよろしいでしょうか。	No. 15をご参照ください。
23	法令	7	第1	8	(1)					道路法に基づく「一般的制限値」の満たす範囲で、計画地北側のロータリーの工事車両の乗り入れは可能でしょうか。上記他、特段の工事車両制限が必要な道路が周辺にございましたらご教示願います	道路法に基づく一般制限値を満たす、満たさない（例：130tの4軸ラフタークレーン）にかかわらず、工事車両を乗入れすることはできます。ただし、予定される工事車両が物理的に乗り入れ可能かどうかは、施工者により現地確認をしてください。港湾管理者は、道路法に基づく一般制限値の範囲内の車両であっても、通行が可能であることの保証はしません。あわせて、工事車両の通行により路面の亀裂や陥没、舗装の剥離、歩車道境界ブロックやポストコーンの破損等が生じたときは、施工者の責任にて原状復旧してください。
24	県の人員体制	11	第1	11	(2)					「県の人員体制は、館長の下に学芸部門、広報企画部門、総務管理部門を予定との記載がありますが、職員の総数は何名程度の予定でしょうか。	（仮称）新・琵琶湖文化館の配置人数は未定です。なお、休館前の琵琶湖文化館の配置人数は11名です。
25	県の人員体制	11	第1	11	(2)					県の人員体制は未確定とありますが、事務室等の設計のために大まかで結構ですので、何人ぐらいを想定すればよろしいでしょうか。	事務室および研究室の利用は、それぞれ概ね10人以下となる想定です。
26	業務責任者の配置	11	第1	11	(3)	ア				総括責任者は維持管理期間・・・とありますが、統括責任者の誤記という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
27	業務責任者の配置	11	第1	11	(3)	ア				責任者の配置に伴う費用は各サービス購入料に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
28	業務責任者の配置	12	第1	11	(3)	ア				「施設整備期間から開館準備期間までの統括責任者、維持管理期間の統括責任者の変更を認めるが、各期間中の変更は原則として認めない」とありますが、変更ができるのは施設整備期間・開業準備期間から維持管理期間に切り替わる時点のみということでしょうか。お教え願います。	ご理解のとおりです。
29	業務責任者の配置	12	第1	11	(3)	ア				「…やむを得ない理由で統括責任者を変更する場合は…」とありますが、やむを得ない理由とはどのような理由が該当するのでしょうか。具体的にお教え願います。	現時点での具体的な想定はありませんが、理由により判断します。
30	業務報告書	14	第1	12	(2)	イ				四半期報の業務報告書の提出日の記載がありませんが、当該四半期の翌月15日まででしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
31	建設業務に係る保険	18	第1	15	(1)	ア	(ア)			「事業者は火災保険を付保すること」とありますが、事業契約別紙3に定める保険（建設工事保険、第三者損害責任保険（請負業者賠償責任保険）、労災総合保険）を付保すれば良い、との理解で良いでしょうか。	事業者は事業契約書（案）にて定める保険に加入してください。要求水準書の該当箇所は削除します。
32	地域性	21	第2	1	(2)	ア	(ア)			「県内企業の参画を積極的に図るなど、県内経済の活性化に資すること」とありますが、ここでいう県内企業の定義をご教示ください。	本社（本店）が滋賀県内にある企業とします。
33	景観	21	第2	1	(2)	ア	(イ)			「周辺環境の景観と調和、西側の標高の高い地点から・・・」とありますが、西側の標高の高い地点とは具体的にどこを指すのかご教示ください。	三井寺や大津市歴史博物館等を想定しています。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
34	省エネルギー・省資源	21	第2	1	(2)	イ	(ア)			県道下の下水配管は大津市の試算と推察しますが、下水管の利用に際して大津市との協議を行われ許可が得られているとの認識で宜しいでしょうか。	大津市との事前協議において下水管の利用が技術的に可能であることは確認していますが、実施にあたり必要な許認可手続きは事業契約後に事業者において実施いただく必要があります。
35	適正使用・適正処理	22	第2	1	(2)	イ	(ウ)			「オゾン層破壊物質や温室効果ガスの使用抑制、漏洩防止等に努めること」とありますが、ハロン消火がクリティカルユースの理念で合理的に使用可能な箇所については、その使用を妨げない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、収蔵品の保全、環境への配慮など総合的な観点から、本施設に適切な消火設備を計画してください。
36	通信	28	第2	1	(3)	イ	(カ)			通信業者に確認することとありますが、確認通信事業者はNTT西日本でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	事業用地の概況	28	第2	1	(3)	ア				「境界処理（境界工作物、法面処理および段差処理等）に要する費用は、事業者の負担とする。」とありますがサービス対価に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	インフラ整備状況	28	第2	1	(3)	イ				「事業者は提案する施設内容に合わせて各インフラ業者と協議を行い、事業者の負担で接続等工事を行うこと」とありますがサービス対価に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字			
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a			
39	大津港港湾区域	29	第2	1	(3)	オ					港湾区域に関わる協議はコンペ期間中（競争的対話等）で実施するのでしょうか。	要求水準書P29「施設整備にあたり、港湾区域における目的外使用許可が必要であることから、許可できない要素がないか、個別具体的に細部まで十分に協議、実施すること」に関する協議は設計段階を想定しています。なお、当該目的外使用に係る申請は県が行う予定であり、事業者には書類作成等の協力、支援を求める予定です。許可できない要素についてはNo. 40をご参照ください。
40	大津港港湾区域	29	第2	1	(3)	オ					「施設整備にあたり、港湾区域における目的外使用許可が必要であることから、許可できない要素がないか、個別具体的に細部まで十分に協議、実施すること」とありますが、許可できない要素とはどのようなものかをお願いします。	目的外使用許可は、 <ul style="list-style-type: none"> ・許可申請主体が誰であるか ・許可を受けようとする行為は何か ・許可を受けようとする場所はどこであるか ・許可を受けようとする期間はいつからいつまでかが主な論点となります。 例えば <ul style="list-style-type: none"> ・著しい騒音や振動、臭気等により周辺住民等に影響を及ぼす ・他の者に使用許可を既に与えている場所等を重ねて使用しようとする ・長期にわたり港湾の本来の用途・目的のための使用や公衆の自由使用を妨げる ・必要最小限の使用期間でない。 等が認められるときは許可できない、もしくは条件付きの許可となります。 なお、当該目的外使用に係る申請は県が行う予定であり、事業者には書類作成等の協力、支援を求める予定です。
41	大津港港湾区域	29	第2	1	(3)	オ					「施設整備にあたり、港湾区域における目的外使用許可が必要であることから、許可できない要素がないか、個別具体的に細部まで十分に協議、実施すること」とありますが、現時点で想定される許可できない要素をお示しいただけない場合は、入札までに当該使用許可に係る貴市あるいは大津港指定管理者等の関係部署と相談することは可能でしょうか。	No. 39、40をご参照ください。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
42	電気	29	第2	1	(3)	イ	(キ)			電力事業者を確認することとありますが、確認電力事業者は関西電力でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	テレビ電波	29	第2	1	(3)	イ	(ク)			県として、地上波デジタル、BS、CSの他にラジオの使用想定はございますでしょうか。	ラジオ（FM・AM）も想定しています。
44	テレビ電波	29	第2	1	(3)	イ	(ク)			事業用地内は地中埋設管路方式としますが、CATV（ケーブルテレビ）のことを指しての記載であり、地上波デジタル・BS・CSのことを指していないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	配置計画・動線計画	31	第2	2	(1)					「事業予定地北側の歩行者空間」が示す範囲は、付属資料2 事業用地図に示されるきみどり色の部分であり、管理用通路の東側を含んでいるものとしてよろしいでしょうか。また、当該範囲と大津港バス駐車場へ続く車道との間のスペース（樹木2本とベンチ2つが示される白地の部分）は含まれないでしょうか。	前段については、管理用通路を現在の位置から『付属資料2 事業用地図』に示す位置に盛替えが必要なことから、整備範囲に含みます。ただし管理用通路東側土地の具体的な利活用方法が決まっていないため、最終的には県との協議の上決定するものとしします。後段については整備範囲には含みません。
46	配置計画・動線計画	31	第2	2	(1)					管理用通路の東側の土地について、今後の具体的な利用方法や計画施設について想定がございませうでしょうか。歩行者空間の整備に際し、参考にさせて頂ければと思います。	現時点では具体的な想定はありません。
47	配置計画・動線計画	31	第2	2	(1)					大津港地下駐車場屋上広場からのアプローチについて、植栽帯の撤去や舗装等の整備は事業者が行うものでしょうか。事業予算に含まれますでしょうか。	大津港地下駐車場屋上広場からのアプローチに係る植栽帯の撤去や舗装等の整備は事業者にて実施してください。整備に要する費用はサービス対価に含まれます。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
48	配置計画・動線計画	31	第2	2	(1)					<p>“事業予定地東側の管理用通路…これら周辺部の整備（舗装、植栽、側溝、囲障等）も含めて事業者が行う。なお供用開始後の管理は県が行うため、維持管理区域には含まない。”との記載があります。</p> <p>また、要求水準書P58においては“外構計画は事業用地内の維持管理区域（「付属資料2 事業用地図」参照）を対象とする。”との記載があります。維持管理区域以外でも「付属資料2 事業用地図」に記載する着色部分は整備範囲対象と理解して宜しいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
49	配置計画・動線計画	31	第2	2	(1)					<p>“西側エントランスについては、隣接する大津港地下駐車場の屋上広場から本施設へアプローチできる計画とする”との記載がありますが、「付属資料2 事業用地図」からは整備範囲に該当しないと読み取れます。</p> <p>屋上広場へのデッキ接続部のみ整備対象と理解して宜しいでしょうか。</p>	No. 47をご参照ください。
50	配置計画・動線計画	31	第2	2	(1)					<p>「事業予定地が面している南北の道路の間にはおよそ1.0mの高低差がある」とありますが、「付属資料2事業要地区」の敷地内及び周辺レベルをご教示いただけないでしょうか。</p>	地盤高さの測量は必要に応じて事業者にて実施してください。
51	配置計画・動線計画	32	第2	2	(1)					<p>駐車場管理者との協議はコンペ期間中（競争的対話等）で実施するのでしょうか。</p>	設計段階における協議とします。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
52	サイン計画	34	第2	2	(2)	カ				サイン計画において「本施設の主要箇所（大津港地下駐車場の駐車場内および屋上、大津港等）の各所における誘導・案内サインを、関係期間と調整の上設置する。」とありますが、これは維持管理区域には含まれないが本設計・建設業務に含まれると考えてよろしいでしょうか。その場合、場所、箇所数、仕様等についてご教示ください。	前段についてはご理解のとおりです。具体的な場所、箇所数、仕様等は事業者の提案によりますが、現時点では大津港地下駐車場の出入口および屋上、大津港旅客ターミナルなどを想定しております。
53	構造安全性	35	第2	2	(3)	ア				要求水準書第2-2-(3)-ア「構造安全性」において、免震構造採用による「構造体Ⅰ類相当」、建築非構造部材及び建築設備における「B類・乙類」との規定がありますが、それら要求水準を満たした上で、本施設引渡し後に大規模な地震により損害が発生した場合は、不可抗力として扱われるという理解でよろしいでしょうか。	躯体の強度としては、要求水準書または設計図書に規定する性能を超えたものを不可抗力とします。
54	設備計画	36	第2	2	(4)					可能であれば、既存施設(閉館している琵琶湖文化館運用時)のエネルギー使用量をお知らせください。	既存施設(閉館している琵琶湖文化館運用時)のエネルギー使用量については公表しません。
55	設備計画	36	第2	2	(4)					職員数、日最大来館者数の想定があればご教示ください。	職員数についてはNo. 25をご参照ください。日最大来館者数の想定はありません。なお、年間来館者目標は基本計画をご参照ください。
56	電気設備 全般的事項	36	第2	2	(4)	ア	(ア)			「地中埋設とする計画に当たっては、試掘を行ってからすること」とありますが、試掘の目的をお教えください。	該当箇所は要求水準書から削除します。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
57	電気設備 全般的事項	36	第2	2	(4)	ア	(ア)			イベントや興行時に必要な電気備品・機材などの利用に備えた電源を設けることとありますが、県としての外部電源車・外部中継車の想定はありますでしょうか。	県が外部電源車・外部中継車を館の設備として確保する想定はありません。
58	電灯設備	36	第2	2	(4)	ア	(イ)	a		「吹抜等高所にある器具に関しては、電動昇降装置等にて容易に保守管理ができるようにする。」とありますが、LED照明の普及に伴い電動昇降装置の製品がありません。LED照明は長寿命光源のため、更新工事が可能であれば、電動昇降装置は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。保守管理が容易であれば電動昇降装置に限るものではありません。
59	受変電設備	37	第2	2	(4)	ア	(イ)	c		力率改善コンデンサは低圧側に設置とありますが、経済性を考慮し高圧側の設置としてもよろしいでしょうか。	力率改善の効率は低圧の方が高いため、原文のとおりとします。
60	静止形電源設備	37	第2	2	(4)	ア	(イ)	d		中央監視盤、コンピューター等の停電時保障用に無停電電源装置を設けることとありますが、無停電電源装置はポータブル仕様のUPSとしてよろしいでしょうか。	無停電電源装置は据置型（簡易型UPS）としてください。ポータブル仕様は不可とします。
61	静止形電源設備	37	第2	2	(4)	ア	(イ)	d		無停電電源装置の必要容量、またはコンピューター等の電気容量をご教示ください。	無停電電源装置の必要容量、コンピューター等の電気容量は事業者にて提案してください。
62	情報表示設備	38	第2	2	(4)	ア	(イ)	i		文化財の紹介ができるデジタルサイネージを設置とありますが、配信方式はクラウドもしくはオンプレのどちらを県としては想定されていますでしょうか。	現時点では想定していません。事業者にてご提案ください。
63	テレビ共同受信設備	38	第2	2	(4)	ア	(イ)	1		事業用地内にて受信可能な商業放送とありますが、こういった物があるかお知らせ頂けますでしょうか。	事業用地周辺では一般的に以下の民間放送が受信可能です。【びわ湖放送、毎日放送、朝日放送テレビ、関西テレビ放送、讀賣テレビ放送】

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
64	中央監視設備	39	第2	2	(4)	ア	(イ)		q	防犯設備、監視カメラ、火災報知器等が中央監視設備の項目に記載されていますが、監視カメラ、自火報設備棟個別のシステムを設置し事務室で監視する方式としてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
65	中央監視設備	39	第2	2	(4)	ア	(イ)		q	「閉館時には警備会社に移報可能な設備とすること」とありますが、要求水準では夜間常駐者の勤務が求められています。このため警備会社へ発報する必要は無いと考えます。警備会社への発報は、事業者の判断として宜しいでしょうか。	原文のとおりとします。重要・貴重な文化財を収蔵・展示を行う施設として、緊急時には迅速な対応が必要となります。また将来的な警備体制の変更にも対応できるように、警備会社への移報が可能となる設備を設置してください。
66	計量設備	40	第2	2	(4)	ア	(イ)		s	[適切な系統分けを行い、必要な電力メーターなどを確認しやすい場所に設置する]とありますが、系統訳の具体的な内容をお教えてください	職員の利便性や諸室の使用条件などを考慮したうえで、事業者にて提案してください。
67	空調設備	40	第2	2	(4)	イ	(イ)		b	展示室の温湿度設定はあくまで目標値とし、恒温恒湿空調ではなく調湿空調と考えてよろしいでしょうか。(展示室は来館者がいるため、収蔵庫のような恒温恒湿空調は困難なため。)	ご理解のとおりです。展示室の温湿度設定は「付属資料4 諸室リスト」をご確認のうえ、設定された温湿度設定となるよう努めてください。
68	排水設備	41	第2	2	(4)	ウ	(イ)		b	公共下水道の整備に関する記載が削除された意図をご教示ください。	「付属資料9 インフラ整備状況」にお示しのとおり公共下水道は前面道路まで敷設済みのためです。
69	諸室計画	43	第2	2	(5)					「空気層を設けた二重構造とし—空気層にも空調を行う」とありますが、二重壁内空調と同等以上の効果を上げる技術的提案が可能であればその提案をしてもよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
70	収蔵庫全般	43	第2	2	(5)	ア				諸室欄に記載のある「収蔵庫全般」とは収蔵庫1, 2, 3が該当し、収蔵庫前室は該当しないと理解して宜しいでしょうか。	基本的には収蔵庫前室も含む想定です。セキュリティや環境性能などは「付属資料4 諸室リスト」や「付属資料5 セキュリティの考え方」を十分に考慮したうえで提案してください。
71	借用資料一時保管庫	46	第2	2	(5)	ア				“調湿パネルメインで湿度管理を行い…”とはどのような運転管理のことを示すのかご教示ください。	温湿度推移を監視し、収蔵品にとって適切な温湿度環境を維持できるのであれば、24時間空調としなくてよいことを意図したものです。要求水準書を修正します。
72	トラックヤード	48	第2	2	(5)	ア				トラックヤードについて、機能性を優先して室要求面積の上限値を超過することは問題ないと考えて宜しいでしょうか。	トラックヤードとしての面積は要求水準書の基準値以内としてください。ただし事業者の提案により、必要であれば連続したスペースを別途計画するのは問題ありません。
73	文化財緊急保管庫の設備	48	第2	2	(5)	ア				「被災文化財を適切に処置するための設備」とありますが、想定されている設備をお教えください	要求水準書に記載されている建築設備は整備されていれば問題ありません。
74	文化財専用エレベーター	49	第2	2	(5)	ア				文化財専用エレベーターの積載荷重条件をご教示ください。	梵鐘を想定し、3トン程度とします。
75	搬入用エレベーター	49	第2	2	(5)	ア				「搬入用エレベーター」とありますが、「文化財専用エレベーター」のことで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	展示室全般	50	第2	2	(5)	イ				「高演色（RA95以上）、調光・調色のできるLED照明設備」とありますが、RA95の性能を有する範囲は3000K～5000K等一定の色温度の範囲で満たすことで宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
77	展示室1の移動間仕切	51	第2	2	(5)	イ				「移動間仕切および移動間仕切り用収納スペース」について、展示室1内を2つのスペースに区切るためのものではないでしょうか。	詳細は事業者の提案によりますが、2つのスペースだけでなく、展示室1内を複数のスペースに区切ることで、展示室内の順路を形成すること、一部壁面展示ケースを隠すこと等を想定しています。
78	資材室	51	第2	2	(5)	イ				「文化財搬入経路の一部など～展示資材の収納棚にすることも～」という記載が削除されておりますが、資材室すべてを独立した室とすべきという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	デジタル技術を活用した体験型展示	53	第2	2	(5)	エ			①	デジタル技術を活用した体験型展示のコンテンツについては別途工事と想定しておりますがよろしいでしょうか。	体験型展示のコンテンツは提案内容に含まれます。また別途工事ではなく本事業の整備範囲です。
80	インフォメーション・ラーニングゾーン	53	第2	2	(5)	エ				「展覧会等のパンフレット、図録、来館者が閲覧できる資料等」とありますが、形態として紙・電子（デジタル）があると考えられますが、県としての想定があればお示しいたください。	紙、電子ともに想定しています。 例：紙…展覧会図録 電子…HP公開情報（研究紀要、指定品一覧等）
81	講堂	54	第2	2	(5)	エ				「実施方針および要求水準書（案）に関する質問および意見への回答」のNo. 175に記載されている「入札公告時に示される詳細」は、要求水準書の「同時通訳ブースは公的な国際会議における同時通訳に必要な機能を備えること。また登壇者を視認できる位置に設置すること。」の記載でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	講堂	54	第2	2	(5)	エ				同時通訳ブースを設けることとなっておりますが、これまでのどのくらいの頻度で、どんな会議で利用されているのか教えてください。	本施設で新たに設ける機能のため実績はありません。
83	講堂	54	第2	2	(5)	エ				天井吊り下げ式のプロジェクターの設置について、点検や将来の更新を考慮し、壁付/映像音響室内設置等の方式としてもよろしいでしょうか	構いません。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
84	講堂	54	第2	2	(5)	エ				同時通訳ブースの数は1ブースで良いでしょうか	ご理解のとおりです。
85	研修室	54	第2	2	(5)	エ				<p>研修室を「講堂に隣接して設置する場合は、講師控室として使用するなど多目的に使用できるよう配慮する。」との記載があります。併用では無く講師控室を独立して設置する場合は、以下のような家具を見込むことで宜しいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーブルW1800×D900 1台 ・椅子 4脚 ・4人用ロッカー 1台 ・ゴミ箱 1個 	構いません。
86	講堂	54	第2	2	(5)	エ				同時通訳ブースを設けることとなっていますが、省スペース化に配慮して、映像・音響室で兼ねることでもよろしいでしょうか。	構いません。ただし要求水準書に記載のとおり、同時通訳ブースは公的な国際会議における同時通訳に必要な機能を備えるものとしてください。
87	講堂	54	第2	2	(5)	エ				「可動席もしくは傾斜式座席でない場合は、客席数分の椅子を収納できるスペースを確保すること」とされていますが、付属資料4 諸室リストの講堂の備考欄には、固定席200席以上と記載があります。客席は、可動席、傾斜式、固定式のいずれとするかは、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	講堂	54	第2	2	(5)	エ				講堂の要求面積に前室、映像・音響室、椅子収納スペースは含まないと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	カフェ	55	第2	2	(5)	オ				カフェとショップの一体的な設置は提案により可能という理解でよろしいでしょうか。	可とします。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
90	利用者動線	56	第2	2	(5)	オ				来館者用の車寄せの位置について、歩行者空間と自動車の交差を避ける安全上の観点から、歩行者空間と大津港旅客ターミナルロータリー間のスペースに計画するものとしてよろしいでしょうか。	車寄せは原則として事業用地内に設置してください。ご質問のような位置に車寄せを設置することは、当該整備範囲を本事業の維持管理区域内に含めることを前提として可とします。ただし詳細については設計段階で別途協議を行うこととします。
91	休憩室	57	第2	2	(5)	カ				休憩室は主に研究室や事務室等の利用者のためにあるリフレッシュコーナーのような使い方を想定していますでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	機械室等	58	第2	2	(5)	カ				機械室は2階以上に配置とありますが、1階に設ける文化財緊急保管庫用の機械室は1階に設置してもよいと考えてよろしいでしょうか	浸水想定レベル以上で計画する条件を満足していれば、構いません。
93	アプローチ	58	第2	2	(6)	イ				機器更新の際の揚重機等車両のアプローチとして南側道路からの進入用ゲートを設けることは可能でしょうか また、来館者以外の職員等の徒歩による敷地アプローチとして、南側道路にゲートを設けることは可能でしょうか？	前段について周辺交通への影響を抑えるために、管理用通路への車両進入を北側ロータリーからとしています。南側道路からの進入ゲートを設置しても構いませんが、文化財搬出入トラックや職員の車両進入は不可とします。後段については構いません。
94	外構計画 その他	60	第2	2	(6)	ケ				維持管理区域外周部フェンスに関しては、高さの基準はなく、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし要求水準書に記載のとおり文化財の搬出入口は来館者や歩行者から見えにくくするように工夫してください。
95	外構計画 その他	60	第2	2	(6)	ケ				国旗・県旗・施設旗は見込む必要があるでしょうか。見込む場合はサイズ等の仕様及び枚数をご教示下さい。	国旗・県旗・施設旗は県が確保する予定です。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
96	事前調査業務	61	第2	3	(2)					「事業者は、要求水準を踏まえ、官公庁許認可手続きに関連して必要となる事前調査の他、県が提供する測量、地盤調査等の資料以外で設計や工事に必要となる調査を、事業者の負担により任意に行うことができる」とありますが、県と協議の上、必要な費用はサービス対価に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本計画のサービス対価に含めて検討してください。
97	着工時の書類作成等	66	第2	3	(4)	イ	(ア)			現場事務所は県との打合せが可能である事とありますが、県との会議体において、県側から最大何名程度の参加が想定されるかご教示下さい。	現時点で具体的な想定はありません。
98	近隣対応	67	第2	3	(4)	イ	(エ)			隣接する大津港駐車場部分の改修工事と記載ありますが、どの範囲で、工事内容はどのようなものでしょうか。施工者は事業者になりますでしょうか。	工事内容は大津港地下駐車場屋上から本施設までのアプローチに係る植栽撤去などの工事です。範囲は事業者の提案によります。施工者は事業者になります。
99	完工確認等	68	第2	3	(4)	イ	(ケ)			(ケ) 完工確認 a環境測定 (a) 収蔵品対策 において県への引き渡し以降から、枯らし期間の終了まで空気環境計測を行う様に指示があります。計測の頻度は月1回程度としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし枯らし状況に応じて計測回数が増えることは考えられます。
100	県による収蔵品の移転	69	第2	3	(4)	イ	(コ)			「県は、枯らし期間終了後、文化財を含む収蔵品等の移転を行う」とありますが、2027年9月末までに枯らし期間を終了し、2027年10月から12月供用開始日の前日にかけて移転を行う、との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書「第2 3 (4) イ (コ)」をご参照ください。
101	工事監理業務要求事項	71	第2	3	(5)	イ				「工事監理業務は常駐管理とし」と記載がありますが、常駐監理期間、常駐体制等は事業者の提案によると考えてよろしいでしょうか	A S E M等各分野において適切な工事監理を行える体制を前提に、事業者の提案によるものとします。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
102	費用負担	74	第3	1	(4)					「要求事項に特記するものを除き」とは「付属資料13什器・備品リスト」に記載のあるものを除き、という解釈でしょうか。	要求水準書「第3 2」以下に示す要求事項について「県が提供する」等の特記があるものを除くという趣旨です。
103	費用負担	74	第3	1	(4)					「要求事項に特記するものを除き、事業者が負担すること。」とありますが、サービス対価に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	開館準備期間中の維持管理業務要求事項	75	第3	2	(1)	ウ				開館準備期間中も設備員および警備員の常駐配置を行うこととありますが、前回の要求水準書（案）および質疑回答から変更になり、常駐設備・警備は必須となったとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	開館準備期間中の維持管理業務要求事項	75	第3	2	(1)	ウ				開館準備期間中の設備員の常駐は、毎日8:30～18:00との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	開館準備期間中の維持管理業務要求事項	75	第3	2	(1)	ウ				開館準備期間中の警備員の常駐は毎日24時間で、巡回警備回数は、閉館日に準ずる館内1日1回以上、館外1日3回以上との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	開館準備期間中の維持管理業務要求事項	74	第3	2	(1)	ウ				「環境衛生管理業務」の規定に準じた環境測定の対象は収蔵庫のみの理解でよろしいでしょうか。	開館準備期間中の環境測定は、要求水準書「第4 2（4）イ」に示す範囲を事業者の実施対象とし、法令で定める回数を必須とします。なお、「環境衛生管理業務」の規定に準じた環境測定の対象範囲から収蔵庫は除外します。要求水準書を修正します。
108	移転支援業務要求事項	75	第3	2	(2)	イ				「県が行う移転業務」に関しては、県が定める別途業者が収蔵品等の梱包、移転、荷解きまですべて実施する、との理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
109	警備員	75	第3	2	(1)	ウ				警備員が、設備員を兼務することは可能でしょうか。	設備員として業務の経験と必要な知識および技能を有していれば可とします。なお、設備員の常駐ポストは第三種電気主任技術者の資格を有するもの1名を必須としています。
110	収蔵品データベース整備	75	第3	2	(3)	イ	表中	②		収蔵品データベースの整備は、運用開始後の新規に受け入れる収蔵品や寄託品、新規撮影の写真や画像ファイル、新規受入図書と考えてよろしいでしょうか。	収蔵品データベースの対象コンテンツは付属資料19および参考資料2をご参照ください。
111	収蔵品データベース整備	75	第3	2	(3)	イ	表中	②		これまでデジタル化されている収蔵品データは、管理・公開する準備の整ったデータベースとなっているのでしょうか。データクレンジングは必要でしょうか。（セルに1つの情報、画像を張り付けていない等）その場合の人員は県で出していただけますでしょうか。	エクセルのリストは整備されていますが、公開用に整備されたデータベースはありません。データクレンジングは、内容の確認・照合等は県での実施を想定しています。なお、事業者は県から提供されたデータについて、誤記や表記ゆれなどの確認を行ってください。
112	ウェブサイト整備	76	第3	2	(3)	ウ	(ア)			ウェブサイトを開館6ヶ月前から公開するにあたり、事業者としての作業期間を設定する必要があります。県が実施するウェブ広報戦略の策定時期、ウェブ制作の企画時期及び、それぞれの事業者への情報提供時期をお教えてください。	ウェブサイト整備のために必要となる情報は、令和8年上半期にはお示しする予定です。
113	収蔵品データベース整備	76	第3	2	(3)	ウ	(イ)	①		県の提供する情報コンテンツを受領した後にデータ入力作業を行う必要があります。県からデータベースに入力する情報コンテンツが提供される時期をお教えてください。	「参考資料2 収蔵品データベースのコンテンツ数」の「①既存デジタルデータ」は電子データで提供し、「②運用開始までに新規入力する情報」は紙で提供します。データクレンジング前のデータであれば、時期は事業契約後速やかに提供可能です。
114	館内情報システム整備	77	第3	2	(3)	ウ	(ウ)			「情報共有（大容量の画像データ含む。）のための、共有フォルダ等を用いた館内情報システムを整備すること。」とありますが、システムはクラウドサーバーを利用したシステムで構築しても良いでしょうか	可とします。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
115	賓客対応	77	第3	2	(3)	ウ	(エ)	②		当日の賓客・来館者の対応以外の業務が発生した場合には費用面を含め別途協議の対象であるとの理解で宜しいですか。	賓客・来館者の対応に必要な業務は当日に関わらず実施することを要求水準としています。 なお、要求水準書にない業務が発生した場合の取扱いについては、要求水準書「第1 13」をご参照ください。
116	費用負担	79	第4	1	(4)					「維持管理業務の実施に要する費用（蛍光灯等の消耗品や事務用品、業務実施のために必要な諸室で使用する備品等の購入費用等を含む。）は、要求事項に特記するものを除き、」とありますが、サービス対価に含まれるものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	運転・監視	83	第4	2	(1)	エ	(イ)			「設備員の常駐ポストは県が特に指示する場合を除き、1ポストを開館日・閉館日ともに午前8時30分～午後6時00分まで配置すること」とありますが、県が指示するケースで具体的な例や頻度などについて、想定している内容について御教示ください。	現時点での具体的な想定はありません。
118	運転・監視	83	第4	2	(1)	エ	(イ)			設備員は常駐配置との記載がありますが、直ちに現地に駆けつける体制を確保できる場合は、必ずしも常駐配置する必要はないものと理解してよろしいでしょうか。	施設内に常駐配置するものとします。
119	業務実施	83	第4	2	(1)	エ	(エ)			「業務実施に要する用具一は全て事業者の負担とする」とありますが、サービス対価に含まれるものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	修繕更新業務	84	第4	2	(2)	イ				事業者の瑕疵が無い修繕業務が必要となった場合の費用負担をご教示ください。	ご質問の費用はサービス対価の対象となります。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
121	業務実施	85	第4	2	(2)	エ	(ウ)			①事業期間中の修繕計画（長期修繕計画含む） ②事業期間終了後から30年間の修繕計画 ですが、提出時期をご教示ください。	①については要求水準書「第1 12（3）」をご参照ください。 ②については供用開始後10年を経過した時点で時点修正の上、建物劣化調査報告書と併せて事業期間終了時の1年前までに提出してください。
122	日常清掃・定期清掃	87	第4	2	(3)	エ	(ア)			「落書き等がなこと」とありますが、人権に関する落書きなどを発見した際に、記録や届出などの別途対応仕様はございますか。具体的な対応仕様がある場合はご教示ください。	人権に関する落書きを発見した場合は、内容を記録（発見日時、発見者、場所、内容、寸法、当該写真等）の上、館の県職員に報告し、現場復旧をしてください。なお、内容が部落差別を助長・拡散するものであった場合は、記録し、人目に触れないように現場を保存した上で、館の県職員に連絡し指示を受けてください。
123	日常清掃・定期清掃	87	第4	2	(3)	エ	(ア)			「落書き等がなこと」とありますが、事業者の瑕疵が無い容易に除去できない落書き等が発見した場合は、修繕業務として取扱うと理解して良いですか。	当該事象の状況に応じて判断します。
124	業務実施	88	第4	2	(3)	エ	(ウ)			「業務実施に要する用具ーは全て事業者の負担とする」とありますが、サービス対価に含まれるものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	業務内容	89	第4	2	(4)	イ				調査、防除をする部屋として、「収蔵庫借用資料一時保管庫・燻蒸室・文化財緊急保管庫」となっていますが、「収蔵庫・借用資料一時保管庫・燻蒸室・文化財緊急保管庫」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
126	業務内容	89	第4	2	(4)	イ				業務内容における調査・防除において、展示室は、「その他」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	展示室の業務担当主体は県とします。要求水準書を修正します。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字			
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a			
127	業務内容	89	第4	2	(4)	イ					展示室の総合的病害虫管理業務（IPM）は、事業者が実施するのでしょうか。あるいは、文化財の管理に関わる空間のため、当該業務は事業者が実施しなくても、よろしいでしょうか。	No. 126をご参照ください。
128	総合的病害虫管理業務	90	第4	2	(4)	エ	(イ)				「琵琶湖畔に発生する琵琶湖虫（オオユスリカ）については、開口部を中心に1日3回簡易防除・清掃を実施すること」とありますが、閉館日は防除・清掃は不要という認識で間違いはないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	植栽管理業務要求事項	91	第4	2	(5)	エ					「事業者が整備した植栽の枯死や倒木等に係る処理および植替えに係る費用は、事業者が負担すること。」とありますが、サービス対価に含まれるものと解釈してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	巡回・常駐警備	92	第4	2	(6)	エ	(ウ)	①			常駐警備について、365日24時間との記載がありますが、P94（ク）内、・3つ目に警備設備およびセキュリティ等のシステムの構築と連携の上、効率的な実施方法を提案とあります。機械警備と連携し安全を担保できれば、24時間常駐警備は不要との考えでよろしいのでしょうか。	維持管理期間中は要求水準に示すポストについては施設内に常駐するものとします。
131	巡回・常駐警備	92	第4	2	(6)	エ	(ウ)	①			常駐警備について、365日24時間との記載がありますが、要求水準書（案）に関する質問回答No.328から、夜間の警備は不要との理解でもよろしいのでしょうか。	No. 130 をご参照ください。
132	巡回・常駐警備	92	第4	2	(6)	エ	(ウ)	①			巡回等の実施中は警備室が無人となることが想定されますが、要求水準を満たすうえで、巡回時における警備室での監視業務は遠隔対応や維持管理業者間で相互補完するという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
133	出入管理	93	第4	2	(6)	エ	(エ)	①		夜間・休日 警備室における郵便物等の一時預かりについては、押印等が不要なものに限るという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	遺失物管理	93	第4	2	(6)	エ	(エ)	②		拾得物の警察機関への届け出について、届け出先はどこか。番所もしくは警察署になりますか。	拾得物の届出が大量、反復となる場合は大津警察署を想定しています。数件で単発の場合は浜大津交番も想定されます。
135	駐車場管理	93	第4	2	(6)	エ	(カ)			障害者駐車場利用に於いては、利用料金の設定は無いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	駐車場管理	93	第4	2	(6)	エ	(カ)			管理用駐車場の利用可能時間は想定されていますでしょうか。	24時間を想定しています。なお、管理用通路には通行ゲート等を設けることとなっており、関係者以外の管理用駐車場進入は想定し難いと考えます。
137	緊急時対応	94	第4	2	(6)	エ	(キ)			施設内外で事件・事故が発生した場合の対応についてですが、「施設外」の場合は「可能な限り」の認識でよろしいでしょうか。	事業敷地内については施設内外に関わらず対応を必須とします。
138	業務実施	94	第4	2	(6)	エ	(ク)			びわ湖花火大会の特別警備について、詳細は県と協議の上、決定するものとありますが、事業費算出の目安とするために概ねの時間帯、配置人数のご提示をお願いします。	時間は15:00～22:00を想定しています。配置箇所は搬出入口を含めた出入口の数を基本とし、人数はご提案ください。
139	業務実施	94	第4	2	(6)	エ	(ク)			仮に要求水準を超える業務が発生した場合の費用は、事業外の費用として支払われるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準の変更に該当する場合の取扱いは要求水準書「第1 13」をご参照ください。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
140	業務実施	94	第4	2	(6)	エ	(ク)			びわ湖花火大会における特別警備は事業者負担となっております。昨今の韓国梨泰院事件から、雑踏警備には通常以上の警備員が必要と推測され人件費がかなり高騰するとおもわれますので、県負担として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
141	業務実施	94	第4	2	(3)	エ	(ク)			「毎年8月に開催されるびわ湖花火大会においては事業者の負担で特別警備（警備員の増員等）を実施すること」とありますが、サービス対価に含まれるものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	業務範囲	96	第5	1	(2)					文化観光業務、インフォメーション・ラーニングゾーン運営業務、施設貸出業務については、県が一部業務を行うとして、要求水準書P98、P102、P104の一覧表に記載がありますので、P96の業務内容の一覧表においても、県が主体で一部業務を行うものとして、「○」印を入れるのが正しいのではないのでしょうか。	ご意見を踏まえて要求水準を修正します。
143	業務範囲	96	第5	1	(2)					WEB業務、事務支援業務など、県と事業者の双方に○印がついていますが、（主従など）どのように業務分担をお考えでしょうか。	業務分担の詳細は要求水準書「第5 2」の各業務の「イ 業務内容」をご参照ください。
144	開館日	96	第5	1	(3)	ア				休館日の記載がありますが、事業者にて（休館日を）開館日として提案することは可能でしょうか。	施設構成の「情報発信・交流部門」「利用者サービス部門」「管理部門」のうち必要とされる部分については、要求水準書に示す休館日に開館することの提案を受けつけます。ただし、サービス対価の額は変わりません。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
145	業務提供時間帯	96	第5	1	(3)	ウ				「本施設の運営等に支障がないよう、業務区分ごとに業務提供時間帯を設定すること。」との記載がありますが、この業務区分ごととは、文化観光業務、WEB業務、集客業務、インフォメーション・ラーニングゾーン運営業務、施設貸出業務、事務支援業務ごとに、提供時間帯を県と協議することとなるのでしょうか。	業務提供時間帯は要求水準書に明記するものを除き、各業務ごとにご提案ください。 当該業務の実施段階において、県とすり合わせ・協議を行うものとします。
146	利用料金体系	97	第5	1	(4)	ア				利用料金は、事業者の提案内容となっていますが、付属資料20の表に記された利用料金は、平日の料金の上限額が記されていますが、土日の料金も同額と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「付属資料20 利用料金の考え方」を修正します。
147	利用料金体系	97	第5	1	(4)	ア				利用料金は、設置条例等により上限を定めるとありますが、本提案書にて提案する内容となりますでしょうか。それとも、事業者が確定されたからの協議事項となりますでしょうか。	事業者は、「付属資料20 利用料金の考え方」に基づき利用料金をご提案ください。利用料金の上限は、ご提案を踏まえ、県と事業者の協議の上、県が設置条例等により令和5年10月頃に定める予定です。
148	利用料金体系	97	第5	1	(4)	ア				「付属資料20 利用料金の考え方」では、平日料金の上限額が提示されていますが、休日料金の上限額についても別途提示があるという理解でよろしいでしょうか。	No.146をご参照ください。
149	費用負担	97	第5	1	(5)					「文化観光等業務の実施に要する費用（蛍光灯等の消耗品や事務用品、業務実施のために必要な諸室で使用する備品等の購入費用等）は、要求事項に特記するものを除き、事業者が負担すること。」とありますが、サービス対価に含まれるものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
150	近江の文化財周遊プログラムの企画	98	第5	2	(1)	イ	表中	①		近江の文化財周遊プログラムの企画は、事業者が企画し、交渉には県の支援をいただきながら、実施にもっていくのも事業者だと思うのですが、表組の中にある「企画の実現に向けた支援」というのは、事業者は何を支援するのでしょうか。	県と協議会を設け、関係機関等との調整等の必要な支援を行ってください。
151	観光案内所の運営	98	第5	2	(1)	イ	表中	③		観光案内所の設置は、県の業務範囲ではないでしょうか。	原文のとおりとします。
152	観光案内書の運営	99	第5	2	(1)	ウ	(ウ)			「常駐でなくとも何らかの方法で英語対応可能。」というJNTOカテゴリー1の基準から、英語話者の常駐ではなく三者翻訳ツールなどシステムの導入でも可との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
153	ウェブサイト制作	100	第5	2	(2)	イ	表中	②		表組では、WEB広報の広報戦略の策定と企画、WEBサイト制作の企画までが県で、実際の編集・コンテンツ作成・保守管理は事業者とありますが、SNSの広報戦略と企画も県でやっていただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	ウェブサイト制作	100	第5	2	(2)	イ	表中	②		WEB広報の企画が県で、制作費は事業者ということは、事業者の予算内での企画をご考慮いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、現時点で想定している制作対象は「参考資料1 ウェブページの構成等」をご参照ください。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
155	WEB業務 要求事項	100	第5	2	(2)	ウ				SEO対策やアクセス解析（アクセス数、ユニークユーザー数、滞在時間、参照元、ページビュー数）等を行い、定期的に（年に1回以上）県に報告を行うとともに、アクセス数の向上や広報戦略への反映に努めることとあります。公式SNSのアクセス解析や、有料広告等によるアクセス数の向上方策などは県業務と理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	インフォメーション・ラーニング ゾーン運営	102	第5	2	(4)	ウ				集客に資するイベントに展示室を使う場合は県と協議・調整を行うとあります。企画展示室をイベントに使う場合、1か月程度の展示イベントは可能でしょうか。あるいは、もっと短期間であれば可能であれば目安をお教えください。	展示室は県主催の展覧会のみを使用し、その展覧会会場において事業者がイベントを行うことについての協議・調整を前年度の秋頃に行うことを想定しています。事業者が企画する展示等は認めません。
157	インフォメーション・ラーニング ゾーン運営	102	第5	2	(3)	ウ				集客イベントの実施に当たって「展示室、講堂等を活用する場合、県は条例に基づき利用料を徴取または減免する。」とありますが、事業者が利用した場合の徴収・減免に関する考え方（金額の水準など）をご提示いただくことは可能でしょうか。	原則として、講堂、研修室等を事業者が利用する場合の利用料金も「付属資料20 利用料金の考え方」に従うものとします。また、展示室を事業者が利用する場合は、第6 1（4）施設使用料の計算式をご参照ください。
158	ライブラリー運用	102	第5	2	(4)	ウ	(イ)			蔵書は電子図書の提案も可能でしょうか？	可とします。
159	ライブラリー運用	103	第5	2	(4)	ウ	(イ)			「展覧会等のパンフレット、図録、来館者が閲覧できる資料等」とありますが、形態として紙・電子（デジタル）があると考えられますが、県としての想定があればお示しください。	No. 80をご参照ください。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
160	ライブラリー運用	103	第5	2	(4)	ウ	(イ)			「開館時に必要な蔵書数を確保し、開館後も追加すること」とありますが、開館時に必要な蔵書数及び開館後の追加された場合の蔵書数の想定はあるのでしょうか？ また、資料数の大小は審査における評価に影響するのでしょうか？	提案に応じて適切にお見込みください。後段について、ご提案内容が総合的に判断される想定です。
161	ライブラリー運用	104	第5	2	(4)	ウ				・「本施設の所有する専門資料等について閲覧の要望があった場合は職員に取り次ぐこと。また、当該利用者がライブラリーにて資料を閲覧する場合にも、盗難や紛失、毀損がないように努めること。」とありますが、取り次いだ後の管理については事業者側での管理には限界があります。閉架資料などの閲覧時の管理は職員にお願いすることはできませんでしょうか。	ライブラリーで公開のない専門資料等については、閲覧時、返却時の県職員への取り次ぎのみを想定しています。盗難や紛失、毀損がないようにするための配慮は、通常のライブラリー運営時と同等のものを想定しています。
162	常設プログラム制作	104	第5	2	(4)	ウ	(ウ)			情報資料の提供は県側の業務であるが、素材提供としては具体的にどのような内容であるかご教示ください。	近江の文化財や風土、美しい風景等に関して、県が文化財情報やコンテンツを保有する場合の情報提供を想定しています。なお、「付属資料22 常設プログラムの考え方」に示すとおり、動画は事業者により新規で撮影してください。
163	総合案内	109	第5	2	(6)	ウ	(ア)	②	a	・「開館時間中、適切な場所に受付案内担当者を配置し、総合案内を行うこと。また、常に英語対応ができる体制とすること。なお、文化観光業務の観光案内所の運営業務を兼ねることを可とする。」とありますが人的体制をサポートするものとしてのソフト・ハードウェアなどの導入は提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	総合案内	109	第5	2	(6)	ウ	(ア)	②	a	「車椅子、ベビーカーの貸し出しを行うこと。ー調達・維持管理にかかる費用は事業者の負担とする」とありますが、サービス対価に含まれるものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
165	総合案内	109	第5	2	(6)	ウ	(ア)	②	a	「コインロッカー、傘立て等を管理し、一般の利用に供すること。傘立て、足ふきマット、傘袋の調達・維持管理にかかる費用は事業者負担」とありますが、サービス対価に含まれるものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	電話応対	109	第5	2	(6)	ウ	(ア)	②	b	電話対応において、外国語（英・中・韓必須）による電話に対して簡単に対応とありますが、「簡単な対応」とはどのような想定でしょうか？	施設利用に関する案内等が可能な日常会話レベルを求めます。
167	電話応対	109	第5	2	(6)	ウ	(ア)	②	b	電話対応において、外国語（英・中・韓必須）による電話に対して簡単に対応とありますが、案内所や翻訳などは英のみ必須です。他の外国語対応と同じく英のみ簡単に対応とし、他の言語は努力目標程度として頂けませんでしょうか？	原文のとおりとします。
168	来館者看視・対応	110	第5	2	(6)	ウ	(ア)	③		展示会規模に応じて2～6名の看視員配置～とありますが、看視員の配置数は事業者の判断との理解でよろしいでしょうか？	看視員の配置数はご提案に基づき県と協議の上で決定するものとします。
169	音声ガイドの貸出・回収	110	第5	2	(6)	ウ	(ア)	④		音声ガイド端末の貸出ブース及び返却口を設置とありますが、音声ガイドを入場者のスマホ等でQRを読み込んで頂くようなシステムにする提案も可能でしょうか？（館側で端末を所持しない）	音声ガイドの調達は県が行います。提案時点では端末の貸出・返却を要求水準とします。
170	音声ガイドの貸出・回収	110	第5	2	(6)	ウ	(ア)	④		音声ガイドは端末必須の場合、展示室内で監視員が貸し出し・返却対応を兼ねる運用でもよろしいでしょうか？	可とします。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
171	利用料金体系	111	第5	2	(6)	ウ	(ア)	⑤		「通常の観覧券のほか、各種割引、友の会等による観覧券について発行・販売・徴収・収納を行うこと。」とありますが、想定しているチケットの種類（前売り／当日、区分はおとな／子ども？日付指定あり・無し等）がございましたらご教授ください。	現時点で具体的な想定はありません。参考まで本県の他施設では計7種類を設けている例があります（券種：当日券、団体割引当日券。区分：一般、高校生大学生、小中学生。券種×区分の6種類と別に招待券）
172	利用料金（観覧料等）徴収・収納	111	第5	2	(6)	ウ	(ア)	⑤		「クレジットカードは2ブランド以上、電子マネー利用等は2ブランド以上」とのことですが想定している定義をご教授ください。	加盟店数が同種の決裁方法の中で上位であり、重複性の少ないブランドを想定しています。また、クレジットカードについては外国人観光客も使うことができるブランドが含まれることが望ましいと考えます。
173	利用料金（観覧料等）徴収・収納	111	第5	2	(6)	ウ	(ア)	⑤		想定している決済のタイミング（当日オンライン決済のみor当日現地でのQRコード決済を含むのか等）がございましたらご教授ください。	ご提案によりますので現時点でお示しできる想定はありません。
174	利用料金（観覧料等）徴収・収納	111	第5	2	(6)	ウ	(ア)	⑤		「・納付事務に係る手数料等については、県への振込手数料およびキャッシュレス決済の手数料は、別途精算するものとし、～」これは利用料金（観覧料等）についてはカード会社等のキャッシュレス決済事務手数料控除後の金額では無く正規料金を月一で絞めて一旦県に納付し、後日事業者側から県に請求書にて精算するという流れの認識で宜しいですか。	納付事務に係る手数料等の月締め精算は、利用料金（観覧料等）の納付額から差引く方法と事業者からの請求書により支払う方法のうち、いずれか一方を事業者決定後に県と事業者との協議により定める想定です。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
175	利用料金（観覧料等）徴収・収納	111	第5	2	(6)	ウ	(ア)	⑤		施設利用者による利用料金（観覧料等）に関して、「支払い方法は、現金支払いに加え、クレジットカードや電子マネー利用等によるキャッシュレス決済も導入すること。なお、クレジットカードは2ブランド以上、電子マネー利用等は2ブランド以上に対応できるようにすること。」との記載により、現金収納とキャッシュレス決済収納の別ごとに専用の普通預金口座を設定する際において、5口座以上の普通預金口座を設定するものと考えてよろしいでしょうか。	利用料金（観覧料等）の入出金が適切に管理されることが前提となりますが、現金収納の1口座、キャッシュレス決済の1口座の計2口座が最小の口座数となります。
176	利用料金（観覧料等）徴収・収納	111	第5	2	(6)	ウ	(ア)	⑤		「・通常の観覧券のほか、各種割引、友の会等による観覧券について発行・販売・徴収・収納を行うこと。詳細は県との協議の上、決定するものとする。」とありますが、割引の種類や提携先については事業者の提案にも協議に応じていただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、庁内調整の必要があるためご提案の実施を保証するものではありません。
177	利用料金（観覧料等）徴収・収納	111	第5	2	(6)	ウ	(ア)	⑤		キャッシュレス決済の手数料は別途精算するものとし、キャッシュレス決済に付帯する事務費の額は県と協議の上、定めるものとするがあります。利用者が自らのスマホ等でチケットの購入・決済が可能なクラウド型のチケット販売システムを利用する場合の手数料もキャッシュレス決済の手数料等に含まれるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	SNSの露出状況の確認・分析	112	第5	2	(6)	ウ	(ア)	⑦	b	SNSにおける露出状況の確認は日常的に行い、とあります。一方、本施設における公式SNSの運用は県がおこなうこととなっています。このSNSにおける露出状況の確認とは、公式SNSの投稿にたいするコメント等ではなく、公式SNS以外のものを指しているという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者は、SNSにおける本施設（本施設で行われる展覧会・イベント等を含む。）に関する記事・投稿等の意見等について、炎上等の発生リスクがないかの日常的モニタリング、及び、実施している展示やイベントの露出状況や県による広報施策の評価などについて、マーケティングの観点からの確認・分析を行ってください。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
179	救護	112	第5	2	(6)	ウ	(ア)	⑧		「・傷病者の発生の際に最低限の応急処置ができる備品を常備すること。備品・消耗品は事業者の負担」とありますが、サービス対価に含まれるものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	キッズルーム運用	113	第5	2	(6)	ウ	(イ)			「イベント時には託児にも対応できるよう配慮し、必要な場合は保育士の配置を検討すること。」とありますが、託児にも対応というのは必須ではなく、事業者提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	イベント時は、主催者の負担により託児サービスの提供を行う場合があります。当該場合には事業者は必要な協力を行うものとします。要求水準を変更します。
181	キッズルーム運用	113	第5	2	(6)	ウ	(イ)			「必要な場合は保育士の配置を検討すること。」とありますが、実際に配置した場合の費用は、サービス購入料に含まれる理解でよろしいでしょうか。	No.180をご参照ください。なお、事業者の判断により託児サービスの提供を行う場合には、ご理解のとおりです。
182	キッズルーム運用	113	第5	2	(6)	ウ	(イ)			託児対応について、イベント主催者が開設を希望した場合に場所の提供などで協力をする、という理解でよろしいでしょうか？	No.180をご参照ください。
183	ボランティアの管理	114	第5	2	(6)	ウ	(カ)			想定受入れ（募集開始）時期をご教授ください。	ボランティア就任の半年程度前に募集し、研修機会の提供に2～3か月程度を想定しています。
184	ボランティアの管理	114	第5	2	(6)	ウ	(カ)			「県が実施する業務においてはボランティアの運営は県が行うが、」とありますが想定されているボランティア活動例をお示しください。	例えば、展覧会イベントや教育プログラムのサポートスタッフ等を想定しています。
185	ボランティアの管理	114	第5	2	(6)	ウ	(カ)			ボランティアの募集にあたって、県媒体（ホームページ、県広報誌）を通じた広報についてご協力いただけるのでしょうか。	協力は可能です。案件ごとの個別対応を想定しています。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
186	ボランティアの管理	114	第5	2	(6)	ウ	(カ)			以前の琵琶湖文化館におけるボランティア活動に対し謝礼や昼食代、交通費等の支給の有無についてご教授ください。	開館時の琵琶湖文化館には自主的な友の会がありました。が、今回のボランティアとは性質が異なるため該当例はありません。なお、ボランティア活動に対する謝礼や昼食代、交通費等の支給は原則想定していません。
187	ボランティアの管理	114	第5	2	(6)	ウ	(カ)			「県が実施する業務においては・・・」とありますが県が実施するご予定の業務をご教授ください。	要求水準書の第5 1 (2) 業務範囲に示す県の業務（学芸業務、教育・普及業務、地域文化財の保存・活用業務、広報業務）を想定しています。
188	ボランティアの管理	114	第5	2	(6)	ウ	(カ)			ボランティアの活動費等の支払い、ユニフォーム支給、活動日程調整等についてはどのような業務分担で想定されていますか。	活動費、ユニフォームの想定はありません。県が実施する業務に伴うボランティアの日程調整については県が行うことを想定しています。
189	友の会の管理	114	第5	2	(6)	ウ	(キ)			本業務について入会金等の料金徴収は含まれず、友の会に関する料金徴収は県にて実施するという理解でよろしいでしょうか。	友の会に関する料金徴収も事業者の業務範囲とします。
190	友の会の管理	114	第5	2	(6)	ウ	(キ)			想定受入れ（募集開始）時期をご教授ください。	開館1か月程度前を想定しています。
191	友の会の管理	114	第5	2	(6)	ウ	(キ)			友の会の募集にあたって、県媒体（ホームページ、県広報誌）を通じた広報についてご協力いただけるのでしょうか。	協力は可能です。案件ごとの個別対応を想定していません。
192	友の会の管理	114	第5	2	(6)	ウ	(キ)			旧・琵琶湖文化館における友の会の特典内容について参考までにご教授ください。	展示会の無料観覧、会員向け見学会・講演会への参加（有料）、特別展の図録割引等です。（年会費は、個人3,000円、団体20,000円）
193	施設使用料	116	第6	1	(4)					自動販売機を、敷地内の屋外に設置する場合の使用料も同じ計算式でしょうか。	屋外に設置する場合の使用料は、「土地の価格×使用料率（0.099）×使用面積」となります。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
194	施設使用料	116	第6	1	(4)					自動販売機を、屋上に設置する場合の使用料も同じ計算式でしょうか。	ご理解のとおりです。
195	施設使用料	116	第6	1	(4)					提案上の施設使用料の算定のため、提案上で計算する「土地の価格」である前年度固定資産評価額をご教示ください。	令和3年度の固定資産評価額は、129,300円/㎡です。
196	整備	117	第6	2	(1)	ウ	(ア)			本施設とは独立した施設とし、とありますが具体的なイメージをご教示ください。	分棟とする場合などを想定しています。
197	整備	119	第6	2	(2)	ウ	(ア)			本施設とは独立した施設とし、とありますが具体的なイメージをご教示ください。	No. 196をご参照ください。
198	自主事業基本方針	120	第6	2	(3)	ア				飲食の提供は含まれないとなっておりますが、ここで言う飲食の提供は、P118に記載の飲食の提供を意味しており、自主事業として、別途、飲食の提供をすることは、可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、自主事業として飲食の提供を行う場合には、要求水準書「第6 2 (2) ウ」を要求水準とします。
199	自主事業基本方針	120	第6	2	(3)	ア				自主事業として施設を整備する場合において、本施設と独立して整備する場合においても要求水準書第6-1-(4)に定める施設使用料（目的外使用料）が課されるとの理解でよろしいでしょうか。その際の、使用料の計算式をご教示ください。	整備する施設の内容によっては目的外使用料が発生します。その場合の目的外使用料は土地のみとなり、その額はNo. 200をご参照ください。なお、自主事業のみに使用するために独立した建物を整備する場合、整備費はサービス対価に含まず、維持管理期間終了時に原状回復が必要となることにご留意ください。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
200	自主事業基本方針	120	第6	2	(3)	ア				自主事業として施設を整備せずに、本施設の外部の一部を利用して事業を実施する場合においても要求水準書第6-1-(4)に定める施設使用料（目的外使用料）が課されるとの理解でよろしいでしょうか。その際の、使用料の計算式をご教示ください。	実施する事業の内容によっては、目的外使用料が発生します。その場合の目的外使用料は土地のみが対象となり、「土地の価格×使用料率×使用面積」となります。ただし、自主事業の内容により使用料率は0.030～0.1144の範囲で変動しますので、ご注意ください。
201	事業者に関する事項	122	第7	1	(1)					設立会社の機関設計については、大会社である等、法律でその設置が義務付けられる場合に当たらなければ、会計監査人の設置は要求水準書上求められていないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	事業者に関する事項	122	第7	1	(1)					「株主総会における代表企業の議決権保有割合が他の議決権保有者との比較で最大となっていること、とありますが最大であれば同等でもよろしいでしょうか。	可とします。
203	事業年度の計算書類等の提出	124	第7	2	(7)	ア				「公認会計士または監査法人による監査済みの会社法第435条第2項に定める計算書類および附属明細書」とございますが、法定監査もしくは任意監査等、必要な監査水準についてご教示いただけますでしょうか。	No. 201をご参照ください。

■要求水準書（別紙等）に関する質問

No	資料名	タイトル	該当箇所								質問	回答	
			頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字			
			1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a			
204	付属資料4	展示室	6									展示室の空調条件について、入館者の行動や人数によって左右される面が大きいと、振れ幅が±1度湿度 ±5%ということについては、混雑時等異常時は実際は実現が難しく他館事例からも、時間をかけて調整し安定させていくこととなります。開館時はあくまで目標スペックということによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。展示室の温湿度設定は「付属資料4 諸室リスト」をご確認のうえ、設定された温湿度設定となるよう努めてください。
205	付属資料13	研究室 8 パーテーション	3									「ミーティングスペースと研究スペースを仕切る。足つきで一枚でも自立するもの」とある一方で、要求水準書の頁52第2-2-(5)諸室計画の研究室には「天井吊り下げパネル等により区切る」とあります。どちらも似た機能ですが、両方共必要でしょうか。	要求水準書の頁52第2-2-(5)諸室計画の研究室にはミーティングテーブルを「天井吊り下げパネル等により区切る」が正です。「付属資料13 什器・備品リスト」を修正します。
206	付属資料13	研究室 10 ロッカー	3									「専用のコート等を収納」とあります。専用コートの丈と一人当たりの着数をご教示下さい。また、人数分の個別ロッカーでは無く、ワードローブ的な共用ロッカーとしても宜しいでしょうか。	「付属資料13 什器・備品リスト」を『人数分の専用コート等を収納できるロッカー』→『人数分のコート等を収納できる専用のロッカー』に修正します。
207	付属資料13	事務室 8 ロッカー	4									「専用のコート等を収納」とあります。専用コートの丈と一人当たりの着数をご教示下さい。また、人数分の個別ロッカーでは無く、ワードローブ的な共用ロッカーとしても宜しいでしょうか。	No. 206をご参照ください。
208	付属資料13	会議室 37 会議用長机 38 会議用椅子	4									会議用長机は数量12台、会議用椅子は数量36脚と記載されていますが、会議用長機の「材質・仕様・寸法など」の欄に「50席分」と記載があります。会議用長机は50席確保できる台数、会議用椅子は50脚分を用意すると考えて宜しいでしょうか。	会議用長机は数量12台、椅子は数量50脚確保してください。「付属利生13 什器・備品リスト」を修正いたします。椅子は机に着席する人に加えて、壁際に着席する分も想定しています。
209	付属資料13	機械室 97 設備用高所作業台	5									全館共通No.3設備用高所作業台とは別でしょうか。合計1台としても宜しいでしょうか。	構いません。
210	付属資料13	ゴミ箱										ゴミ箱、サンタリーボックスの記載がありませんが、見込む必要がありますでしょうか。	提案に応じて適切にお見込みください。

■要求水準書（別紙等）に関する質問

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答		
			頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字	
			1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a	
211	付属資料13	ゴミ箱										ゴミ箱の記載が無い部屋（資料室・スタジオ・調査修復室・授乳室・警備員室・救護室・印刷室・職員用更衣室・休憩室など）がありますが、見込む必要がありますでしょうか。	提案に応じて適切にお見込みください。
212	付属資料5	インフォメーション・ラーニングゾーン	1									インフォメーション・ラーニングゾーンに鍵の仕様が記載されていますが、エントランスホールと一体空間の場合は、管理扉や管理シャッター等がない計画も可能と考えてよろしいでしょうか？	構いません。ただしインフォメーション・ラーニングゾーンの管理スペースや倉庫等を設置する場合、防犯・管理の観点からその部分は施錠もしくは同等の防犯管理が可能な計画としてください。
213	付属資料5	ショップ	1									ショップに鍵の仕様が記載されていますが、エントランスホールと一体空間の場合は、管理扉や管理シャッター等がない計画も可能と考えてよろしいでしょうか？	構いません。ただしショップの管理スペースや倉庫等を設置する場合、防犯・管理の観点からその部分は施錠もしくは同等の防犯管理が可能な計画としてください。
214	付属資料13	研究室 事務室	3									研究室は机10台にたいして電話1台の記載になっています。事務室の台数としては5台程度（机2台で電話機1台）必要と考えますが、電話機を増やしてよろしいでしょうか。	構いません。
215	付属資料13	事務室	4									事務室は机10台にたいして電話1台の記載になっています。事務室の台数としては5台程度（机2台で電話機1台）必要と考えますが、電話機を増やしてよろしいでしょうか。	構いません。
216	付属資料15	空気環境調査	1									空気環境調査には「展示ケース納品後、展示ケース内のホルムアルデヒド、有機酸、アンモニア濃度について測定し報告すること。」とありますが、提出書類の納品後の欄には「展示ケース内のホルムアルデヒド、ギ酸、アンモニア濃度の測定結果報告書」となっています。どちらが正しいでしょうか？	ホルムアルデヒド、有機酸、アンモニア濃度が正です。「付属資料15 壁面ケース・移動ケース」を修正します。
217	付属資料15	壁面ケース 気密性能	3									「エアタイト型を基本とし、必要な場合はノンエアタイトにもできるようにする」とありますが、どのような展示の時にノンエアタイトにするのか、また具体的なケースの仕様をお示しください。	開館年およびその翌年以降などにおいて、展示ケース内の化学物質が抜けにくい場合、枯らしを進めながら展示ができるようにノンエアタイトで運用することを想定してします。具体的な切替方法等についてはご提案を受け、事業契約後に県と事業者が協議の上、定めることとします。

■要求水準書（別紙等）に関する質問

No	資料名	タイトル	該当箇所								質問	回答	
			頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字			
			1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a			
218	付属資料15	壁面ケース ガラス	3									「高透過低反射ガラスt12と同等以上の性能」とありますが、同等以上の性能が担保できれば高透過ガラス+低反射フィルム貼でもよろしいでしょうか？	可とします。
219	付属資料15	壁面ケース 照明装置	5									「スポットライトは、実機による複数メーカーの比較検討を行い、県との協議の上、選定を行うこと。」とありますが、「付属資料13 什器・備品リスト」には、スポットライトのメーカーが指定されています。メーカー変更の可能性があるとの理解でよろしいでしょうか？	スポットライトは「付属資料13 什器・備品リスト」に記載のメーカー・品番で検討していますが、モックアップなど実機による検証は行う予定です。
220	付属資料15	移動ケース ガラス	5									「高透過低反射ガラスt12と同等以上の性能」とありますが、同等以上の性能が担保できれば高透過ガラス+低反射フィルム貼でもよろしいでしょうか？	No. 218をご確認ください。
221	付属資料15	行灯型ケース 寸法、数量、個別の仕様等	6									行灯型ケースAとBの高さが2400～2500mmとあります。転倒リスクが高いので、高さを下げることは可能ですか？	原文のとおりとします。
222	付属資料15	壁面ケース 照明装置	4									壁面ケースの下部照明については、「ライティングレールを設け」とありますが、推奨しない場合は性能を満たす別提案でもよろしいでしょうか。	可とします。
223	付属資料19	画像登録	3		3	(1)	イ	(ア)	②	c		(b)にて「大きなサイズ (TIFF及びJPEGなどのファイル形式の画像データ、1ファイル約10MB～約300MB) の画像を管理できること」とありますが、データベース上でなく外部ストレージでの保管・管理でもよろしいですか？	可とします。

■要求水準書（別紙等）に関する質問

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
			1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
224	付属資料19	公開する範囲	7		3	(2)	イ	(オ)			「ブルダウンによって「公開」または「非公開」を選択する。」とありますが、チェックボックスの「オン・オフ」でよろしいですか？	可とします。
225	付属資料20	付帯設備の料金設定について	1		2						講堂等に設置する付帯設備のうち、「付属資料13 什器・備品リスト」に示す設備および備品については、上記の利用料金に含まれることを原則とするとの記載があります。よって、個別の料金設定を定める必要はなく、付帯設備の貸出による収入も計上不要という理解でよいでしょうか。	付属資料13に示す設備および備品についてはご理解のとおりです。
226	付属資料21	ライブラリー	2		2						ライブラリーの業務に、収蔵品データベース閲覧システム、収蔵品高精細画像、3D画像等閲覧システムとあります。収蔵品のデータベースに関しては、県の業務と認識していますが、事業者のライブラリー従事者はそのシステムがダウンロードされたPCを置けばよいということによろしいでしょうか。	事業者は、県の提供する情報コンテンツ（アーカイブコンテンツ等）を管理・公開する収蔵品データベースシステム（管理システムおよび公開システム）の整備を行い、ライブラリーでは公開システムに基づき収蔵品データベースを事業者が設けたPC等により公開してください。
227	付属資料21	ライブラリー	2		2						上記質問と連動していますが、「※高精細写真の撮影、3Dデータの収集を含む」とありますが、これらも県の業務と認識しています。インフォメーション・ラーニングゾーンでの業務から削除されるべきだと存じますがいかがでしょうか。	当該箇所は削除します。
228	付属資料21	ライブラリー	2		2						高精細画像や3D画像とありますが、これはどのような業務でしょうか。	高精細写真の撮影、3Dデータの収集は県の業務とします。付属資料21を修正します。
229	付属資料21	ライブラリー	2		2						「収蔵品高精細画像、3D画像等閲覧システム」＝「収蔵品データベース閲覧システム」との理解でよろしいでしょうか？	「収蔵品データベース閲覧システム」の格納データに高精細画像、3D画像等を含みます。付属資料21および参考資料2を修正します。
230	付属資料21	ライブラリー	2		2						「※高精細写真の撮影、3Dデータの収集を含む」とありますが、要求水準書P103の収蔵品データベース保守管理内では「資料撮影・デジタル化」は、県が業務担当の主体となっています。どちらが正でしょうか？	No. 228をご参照ください。

■要求水準書（別紙等）に関する質問

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
			1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
231	付属資料22	必須事項	1								「対外発信用」の発信先の想定をご教示ください。インターネット以外はございますでしょうか。	インターネットの他は、機運醸成イベント、各種講演会等を想定しています。
232	付属資料23	展示 図録	1								図録の挨拶文・目録の翻訳が業務範囲となっていますが目安の分量をご教示ください。挨拶文・目録は展示の部分での内容と同じという解釈でよろしいでしょうか。	目安の分量は、挨拶文：A4、1頁分、目録：A4、2～6頁分程度、内容は展示と同様の想定です。
233	参考資料 2	図書情報	2							③	登録項目をご教示ください。 【発行者、出版者（社）、ISBN／ISSNコード、NDC等の要否、洋書を扱う場合は合発行国、言語の要否、受け入れ元、取得価格などの要否等】	ご質問の項目に加え、著者名、発行年、寄贈者名、管理番号を想定しています。
234	参考資料 2	既存デジタル データ	1							①	館藏品目録で、（個別管理分）の記載のあるものと、ないものの違いをご教示ください。	収蔵品の登録名 1 件に複数の品数がある場合について、以下のとおり区分しています。なお、参考資料 2 記載の数は、件数ではなく品数です。 ・記載あり：1 件の収蔵品の中に大量の点数が含まれるもの。1 件ずつ入力した個別管理データが存在する。 ・記載なし：1 件の収蔵品に対して、点数が約 10 点以内のもの。
235	参考資料 2	既存デジタル データ	1							①	「エクセル情報（収蔵品情報、写真情報）」と「画像ファイル」との関連づけについてご教示ください。（エクセル上に画像ファイル番号が入っているなど）	画像データには収蔵品番号が振られており、収蔵品番号によって関連付けられています。
236	参考資料 2	運用開始までに 新規入力する情報	2							②	「既刊の図録およびパンフレット」のファイル形式（画像・PDF）をご教示ください。	基本的に図録およびパンフレットは紙面の資料となります。
237	参考資料 2	運用開始までに 新規入力する情報	2							③	登録のタイミングは年度末など一括でよいのか、随時入力する必要があるのかご教示ください。	随時入力を想定しています。

■様式集に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
238	提出書類の作成・提出に関する留意事項	5	第1	1						他案件と比較し副本が25部と多く、さらに「事業実施、地域経済配慮に関する提案書」、「施設整備に関する提案書、設計図書類」、「開業準備、維持管理、文化観光等、その他業務に関する提案書」と分かれており、それぞれ正本、副本を作成すると印刷や製本等の事業者負担が大きいため、提案書の一つにまとめるか、副本の部数を減らして頂けませんかでしょうか。	原文のとおりとします。
239	提出書類の作成・提出に関する留意事項	5	第1	1						構成企業及び協力企業以外の企業名を提案書に記載することは可能でしょうか。	可とします。
240	提出書類の作成・提出に関する留意事項	5	第1	1						代表企業、構成企業および協力企業の企業名とありますが、代表企業、構成企業および協力企業以外で、提案に関連する企業名等の記載は可能という理解でよろしいでしょうか。	No. 239 をご参照ください。
241	提出書類の作成・提出に関する留意事項	5	第1	1						提出書類に使用するファイルは具体的型番、色などの指定はないでしょうか。また、ファイル表紙及び背表紙に代表企業などの社名の記載は不要でしょうか。	製本ファイルの型番・色の指定はありません。また、表紙および背表紙への必要記載事項は様式集（Word）P10 およびP11をご確認ください。
242	設計図書類	8	第1	3	(11)					P8(11)設計図書類でファイルにする順番が①設計図書類②様式13の順になっていますが、添付の様式の13-1～13-4(P73～P78) (Word) では設計図書類1の方が後になっています。P8(11)記載通りの順番で設計図書類が先で様式13を後に付けるという理解でよろしいでしょうか？	設計図書類を様式13の後ろに添付してください。
243	共通事項	10	第3	1						Microsoft WordおよびExcelのバージョンに指定はありますか？	指定はありませんが、県は2013バージョンを利用していますので、必要に応じて互換性をご確認ください。
244	提出データ	10	第3	1						提出する電子データは、テキストや画像のコピーを有効な設定で保存をされたPDF形式でのものだけでよいということでしょうか。	ご理解のとおりです。

■様式集に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
245	入札参加関連の提出書類の提出方法	10	第3	1					提出書類やCD-ROMに記載する事業名について「(仮称)新・琵琶湖文化館整備整備事業」とありますが、「(仮称)新・琵琶湖文化館整備事業」ではなく「(仮称)新・琵琶湖文化館整備 整備事業」という理解でよろしいでしょうか？	「(仮称)新・琵琶湖文化館整備事業」としてごさい。当該箇所を修正します。	
246	事業実施に関する提案書	10	第3	4	(3)				提案内容の具体性や実効性を高めるために、関心表明書や融資確約書以外の書類も添付認めて頂けないでしょうか。	不可とします。	
247	提出書類の作成・提出に関する留意事項	11	第3	4	(8)				様式10-1および様式10-4を作成とありますが、様式10-1から様式10-4までの誤記(様式10-2と10-3も必要)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。当該箇所を修正します。	
248	事業提案概要書	11	第3	4	(10)				「提案概要書は、それぞれA3(書式任意)で各1枚作成すること」とありますが、提出方法に規定されたファイルごとに各1枚作成する理解でよろしいでしょうか(「事業実施」「地域経済への配慮」に関する提案、「施設整備」「設計図書類」に関する提案、「開館準備」「維持管理」「文化観光等」「その他業務」に関する提案でそれぞれA3・1枚、合計A3・3枚作成する)。	入札説明書等に関する質問(手続きに関する事項)への回答No.57をご参照ください。	
249	事業提案概要書	11	第3	4	(10)				「提案概要書は、それぞれA3(書式任意)で各1枚作成すること。」とありますが、様式5から様式11までそれぞれ各1枚作成(計7枚)作成するという理解でよろしいでしょうか？	No.248をご参照ください。	
250	様式3-1 入札書								入札書を代表企業の従業員が持参する場合、表紙の代表企業欄に記入押印の上、代表者氏名の下に従業員(代理人)の氏名を記入することでよろしいでしょうか。また、委任状はフォーマットはありますか。	入札を代理人(参加資格申請を行った代理人と同一のものとする)が行う場合には、別途様式をお示しします。なお、入札書の持参を代表者(代理人)ではなく従業員が行う場合には、氏名の記載は不要です。	

■様式集に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
251	様式3-2 入札価格内訳書									⑧入札価格のうち消費税の課税対象分(⑥)に係る消費税は様式5-13サービス対価の内訳書の消費税等の合計でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
252	様式4-3 入札条件および要求水準に関する誓約書									入札条件および要求水準に関する誓約書には代表企業の押印が必要ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
253	様式4-4 基礎審査リスト									下記2文の意味するところは仮に開館日が2027年12月の場合、施設貸出業務は2027年8月から実施するとの理解で宜しいでしょうか。 「利用者への講堂等の貸出開始時期が開館日となっている。」「開館後の利用受付の開始時期は、利用日の4か月前から申請を受け付ける計画となっている。」	ご質問の場合には、施設貸出の利用受付開始が2027年8月となります。利用受付を開始するために必要な業務がそれまでに完了しているものとします。 なお、開館準備期間中の文化観光等業務の実施期間は、要求水準書「第3 1 (3)」をご参照ください。
254	様式5-8 損益計算書・キャッシュフロー計算書・貸借対照表									各費用は発生主義にて計上するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
255	様式5-8 損益計算書・キャッシュフロー計算書・貸借対照表				(1)					平成31年10月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税は廃止されたとの理解ですので、「地方法人特別税」欄は、「0」もしくは「-」と記載することでしょうか。	ご理解のとおりです。様式を修正します。
256	様式5-8 損益計算書・キャッシュフロー計算書・貸借対照表				(2)					「SPC設立費用」については、設立手続きで通常必要となる司法書士報酬等の費用も項目として追加することは可との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■様式集に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
257	様式5-8 損益計算書・ キャッシュフロー 計算書・貸借対照 表				(2) (3)					様式5-8(2)において「修繕積立金繰入」「返済準備金繰入」「返済準備金繰入後資金収支」「利益準備金繰入」、また様式5-8(3)においても流動資産項目「修繕積立金相当」「返済準備金相当」「利益準備金相当」とございますが、これらは特段要求水準として求められているのではなく、例示であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
258	様式5-12 維持管理・文化観 光等業務に係る費 用									当該様式は、サービス購入料の内訳ではなく、費用に関する内訳のため、SPCの利益・税金分は除いて記載で宜しいでしょうか。それとも様式5-13の維持管理業務の対価のその他費用と一致させるためSPCの利益・税金分を含めた方が宜しいでしょうか。	SPCの利益・税金分は除いて構いません。
259	様式5-13 サービス対価の内 訳書									開館準備業務の対価（サービス購入料B）の11回目が、2027年10月～12月、支払時期が2028年1月となっていますが、支払対象期間は2027年10月～11月で、支払時期は2027年12月あるいは2028年1月のいずれでしょうかご教示ください。	開館準備業務の対価（11回目）の対象期間は2027年10月～供用開始日前日となります。支払時期は2028年1月です。
260	様式5-13 サービス対価の内 訳書									各業務の対価について端数が出た場合は、提案上初回あるいは最終回で金額の端数調整するという理解でよろしいでしょうか。	最終回で調整してください。
261	様式5-13 サービス対価の内 訳書				(4)					サービス購入料D-1は「文化観光等業務に関する費用」から「利用料金収入」及び「文化観光等業務の収入」を控除した金額との理解ですが、様式5-13(4)には収入を記載する欄がありませんので、収入（控除額）を記載する欄を追記してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式を修正します。
262	様式12-1 事業提案概要書									word/excelともに様式12-1が確認できません。自由形式という理解でよろしいでしょうか。	No. 248をご参照ください。
263	様式13-1 施設計画概要									様式13-1「施設計画概要」はA4版縦で必要枚数作成と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■落札者決定基準に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
264	総合評価および最優秀提案の選定	3		2	(3)	オ				「加点審査点および価格審査点の合計点を総合評価点とし、総合評価点の最も高い提案を最優秀提案として選定する。」とありますが、入札開札後の入札金額と入札価格審査点も加味し、加算審査の評価・採点にも影響することもあるとの理解でよろしいでしょうか。	価格審査点は加点審査点の評価・採点には影響しません。
265	施設整備に関する事項	8		4	(2)					評価の対象として主な様式に様式6の施設整備に関する提案書の各様式が記載されていますが、設計図書類における関連する事項も対象となるということでしょうか？	ご理解のとおりです。
266	文化観光等に関する事項	14 ～ 16		4	(5)					「周辺地域の歴史的・文化的背景及び自然環境との結びつきを十分考慮した提案がなされているか」とありますが、周辺地域とは、具体的に、計画地周辺のどの位の範囲の地域を想定しているか、ご教示下さい。	評価基準に関わる事項は回答しません。
267	文化観光等に関する事項	14 ～ 16		4	(5)					「周辺施設と相互振興および機能の補完が図られ、敷地のポテンシャルを活かした地域一体の賑わい創出に寄与する工夫がされているか」とありますが、この場合の、周辺施設、地域一体とは、具体的にどのような周辺施設、地域一体を想定しているか、ご教示下さい。	評価基準に関わる事項は回答しません。
268	地域経済への配慮に関する事項	17		4	(7)					県内企業の定義についてご教示ください。県に本社・支店・営業所いずれかのある企業でよろしいでしょうか。	No. 32をご参照ください。

■基本協定書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	条	項	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	1条	1項	(1)	ア	(ア)	①	a		
269	事業契約	3	6条	4項						賠償金が「本事業の落札金額ならびにこれに係る消費税及び地方消費税の20%」と他案件と比較し、高額で事業者にとって負担が大きいため「本事業の落札金額ならびにこれに係る消費税及び地方消費税の10%」に変更お願い出来ないでしょうか。	原案のとおりとします。
270	事業契約	3	6条	4項						連帯債務規定は、構成企業、協力企業が自己の帰責性に関わらずリスクを負う可能性があり、事業者にとって過度なリスクとなるため、帰責性を有する者が連帯して賠償金を支払う建付けに変更お願い出来ますでしょうか。	原案のとおりとします。
271	反社会勢力の排除	3	7条	2項						連帯債務規定は、構成企業、協力企業が自己の帰責性に関わらずリスクを負う可能性があり、事業者にとって過度なリスクとなるため、帰責性を有する者が連帯して違約金を支払う建付けに変更お願い出来ますでしょうか。	原案のとおりとします。
272	事業契約	3	6条	4項						「乙のいずれかが本事業の入札について前項各号所定のいずれかに該当するときは、甲が事業契約の仮契約または本契約を締結するか否かに関わらず、乙は、甲の請求に基づき、本事業の落札金額ならびにこれに係る消費税および地方消費税の20パーセントに相当する金額を賠償金として甲に支払う義務を連帯して負うものとする。」とありますが、本条本項が適用されるのは、本条第3項にあるとおり「事業契約に係る本契約の成立前」までであって、事業契約に係る本契約成立後の違約金は、事業契約が解除された場合に、事業契約第113条に定める違約金が課される、との理解でよろしいでしょうか。	第6条第4項は談合防止規定違反の違約金を定めるものであり、契約締結後も有効です。なお、契約解除による事業契約における違約金との関係は第12条に定めるとおりとします。
273	事業契約、 反社会勢力の排除	3 4	6条 7条	4項 2項						基本協定書（案）、第6条4項の「賠償金」（落札金額＋消費税の20%相当額）及び第7条2項の「違約金」（落札金額＋消費税の10%相当額）の乙の連帯債務の定めの違いの扱いの違い（料率の違い）についてご教示ください。	第6条第4項は談合防止規定違反の、第7条第2項は反社会勢力の排除のための、それぞれ違約金を定めるものであり、それぞれ県が先例や同種案件も考慮した上で適当と認める違約金を設定したものです。趣旨を徹底するため、両者とも違約金支払債務を入札参加者の連帯責任としています。

■基本協定書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	条	項	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	1条	1項	(1)	ア	(ア)	①	a		
274	入札参加資格の喪失	4	8条	4項						代表企業以外の乙を構成する法人が参加資格要件を欠く状況になり企業グループを離脱することになっても、その法人が担当する業務に対し、新たに参加資格要件を有する法人を補充することなく、代表企業あるいは他の法人がカバーすることでも当該事業の遂行能力があると甲が認めた場合は、甲は事業予定者と事業契約を締結できるものではないでしょうか。	原案のとおりとします。
275	救済措置	5	12条							基本協定書6条3の規定は事業契約書102条1(3)でも取扱われおり、基本協定書7条3と同様に事業契約締結以降は事業契約における違約金のみとして頂けないでしょうか。	第6条第3項は本事業に係る談合の排除を目的とする規定であり、事業契約における違約金との関係は第12条に定めるとおりとします。
276	救済措置	5	12条							条文中の「・・・第6条第4項に基づく違約金」とありますが、第6条第4項では「賠償金」となっておりますので、読み替えることでよろしいでしょうか。	第12条の「第6条第4項に基づく違約金」を「第6条第4項に基づく賠償金」に修正します。
277	別表（第5条関係）	8	別表							各業務を担当する法人欄の記載について、一つの法人が複数の業務を担当する形での記載になってもよろしいでしょうか？	具体的な記載については、落札者決定後に提案書の内容に基づき県と落札者が協議して決めることとします。
278	別表（第5条関係）	8	別表							上記の場合、一つの法人で利害相反関係になる業務を担当してはいけないようなケースはありますか？例えば、工事に関する業務を行う法人は工事監理業務を行えない等、具体的にご教示ください。	入札説明書「3(1)ア(ウ)」をご参照ください。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	章	条	項	号	(加)	数	英字		
		1	第1	1条	1項	(1)	(ア)	①	a		
279	事業契約書共通									契約及び仕様の詳細については別途協議により定めるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）を基に基本協定締結後に文言調整等の協議の上、事業契約を締結します。
280	収蔵品管理リスク									収蔵品の管理は事業者の業務範囲でないため事業契約書上記載がありませんが、実施方針別紙1リスク分担表「収蔵品管理リスク」において「本施設の収蔵品が、地震等天災により本施設内で毀損した場合」のリスクは県の負担となっていますが、その理解でよろしいでしょうか。	不可抗力により収蔵品および展示品等（館蔵品、寄託品および他の博物館施設、社寺団体、個人等から借り受けて展示している展示品）に生じた破損等の損害などにかかるリスクは、お考えの通りです。
281	展示品等管理リスク									展示品等の管理は事業者の業務範囲でないため事業契約書上記載がありませんが、実施方針別紙1リスク分担表「展示品等管理リスク」において「館蔵品、寄託品および他の博物館施設、社寺団体、個人等から借り受けて展示している展示品が、地震等天災により本施設内で毀損した場合」のリスクは県の負担となっていますが、その理解でよろしいでしょうか。	No. 280をご参照ください。
282	発注者の都合による指定の取消し等	3	第1	2条	1項	(35)				「不可抗力」の定義で、「予期できない事由」として感染症の蔓延事象も追記いただけますでしょうか。	感染症の蔓延が不可抗力に該当するかは個別の事象に応じて判断します。
283	用語の定義	3	第1	2条	1項	(35)				『「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、（中略）（この契約等で水準が定められている場合および設計図書または完成図書で水準が示されている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、発注者または事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう』とありますが、震度7以下の地震であっても要求水準に定める仕様、善管注意義務を果たしてもなお発生した損害については、不可抗力扱いと考えてよろしいでしょうか。	事業契約第2条第1項第35号に例示される自然災害または人為的な事象と同等な事象が発生し、かつ事業者が善管注意義務をもってしても発生した損害は、不可抗力による損害と認められると考えます。
284	事業日程	4	第1	4条						供用開始日は、令和9年12月中の発注者が定める日となっていますが、開館準備期間と維持管理期間とでサービス購入料の額が異なってくると考えられます。そのため、提案時に見込むべき供用開始日の想定日をご提示いただけないでしょうか。また、提案時に見込んだ供用開始日と実際の供用開始日が異なった場合、サービス購入料の調整が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	提案にあたっては、12月1日を供用開始日として見込んでください。 なお、後段についてはご理解のとおりです。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	章	条	項	号	(か)	数	英字		
		1	第1	1条	1項	(1)	(ア)	①	a		
285	事業日程、別紙5	4 81	第1	4条	1項					第4条では本施設引渡しを令和9年（2027年）3月末日となっていますが、別紙5（P-81）の2.事業スケジュールでは引渡しおよび所有権移転が令和9年（2027年）9月末となっております。入札説明書（P-2）の事業スケジュールの通り、第4条の記載が正と考えればよろしいですか。	ご理解のとおりです。別紙5を修正します。
286	提案書類と要求水準の関係	5	第1	6条	1項					「選定委員会からの提案書類への意見や発注者である県からの要望事項を尊重しなければならない。」とありますが、意見、要望事項が提案内容や要求水準等から逸脱しているか否かについて確認・協議の機会を設けることは可能でしょうか。	質問にある意見や要望事項の実現については、落札者との協議による対応を想定しています。
287	契約の保証	7	第1	11条	1項	(5)				契約の保証として、履行保証保険を付保する場合、保険期間は、仮契約の議会議決後から施設引渡予定日（令和9年3月末）までとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
288	履行場所	9	第1	16条	3項					「施設整備業務の実施に当たっては港湾区域における目的外使用許可を受ける必要がある」とございますが、使用料は発生しないという理解でよろしいでしょうか。発生する場合には、使用料の算定基準をご教示いただけますでしょうか。	当該目的外使用に係る申請は県が行う予定のため使用料は発生しません。事業者には書類作成等の協力、支援を求める予定です。 なお、料金の発生に関連し、工事関係車両が天津港地下駐車場を利用されることについては、一般車両と同様に駐車料金が必要です。
289	履行場所	9	第1	16条	3項					港湾区域における目的外使用許可について、適切な申請をすれば否認されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	当該目的外使用に係る申請は県が行う予定のため使用料は発生しません。事業者には書類作成等の協力、支援を求める予定です。なお、事業契約書を修正します。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	章	条	項	号	(か)	数	英字		
		1	第1	1条	1項	(1)	(ア)	①	a		
290	履行場所	9	第1	16条	3項					「港湾区域における目的外使用許可を受ける必要がある」とありますが、具体的な許可の手続きの手順、費用発生の有無についてご教示いただけないでしょうか。	当該目的外使用に係る申請は県が行う予定のため事業者の申請手続きは発生しません。事業者には書類作成等の協力、支援を求める予定です。費用については、No. 288をご参照ください。 なお参考まで、以下の滋賀県HPに手続きが掲載されています。 https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302869/104018.html 「滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の関係様式」 「2. 公共港湾施設目的外使用許可申請書（様式第2号）」
291	履行場所	9	第1	16条	3項					本件土地が天津港湾区域内にあることで、設計上の制約（高さ、容積率等）を受けることがありますか。制約等、具体的にご教示願います。	高さ、建ぺい率、容積率等については、港湾区域であるかは関係しません。 要求水準書に示す以外の設計上の制約は設定しない想定ですが、ご提案を受け設計段階で個別具体的な点は事業者と県が協議する予定です。
292	条件変更等	9	第2	17条	1項	(2)				入札時点で確認されていない埋蔵文化財、土壌汚染、地中障害物が見られた場合、それを除去する費用等について県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に想定されないものについては、お考えの通りです。第17条第1項第2号の「この契約等に示された」は、具体的に示されているもののほか、資料等から合理的に想定されるものも「示された」に含まれるとお考えください。
293	事業者の請求による要求水準の変更	11	第2	19条	5項					「事業者は新たな技術導入等により本事業に係る費用の減少が可能である場合、係る提案を発注者に対し積極的に行うものとする。」とありますが、入札後VE提案と考えればよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
294	本施設の設計	12	第3	20条	10項					本条項（1）、（3）、（4）のように事業者の帰責事由以外の場合には、貴県と事業者の協議の上、引渡予定日および共用開始日は必要かつ合理的な期間だけ延期されるとごさいますが、それに伴い維持管理期間の終了日も延期されるとの理解でよろしいでしょうか。	引渡予定日及び供用開始日については、お考えのとおりです。維持管理期間の終了日については、対応する予算措置が講じられない限り延長はありません。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	章	条	項	号	(か)	数	英字		
		1	第1	1条	1項	(1)	(ア)	①	a		
295	本施設の設計	12	第3	20条	10項	(2)				「事業者の責めに帰すべき事由により、引渡しまたは供用開始が遅延した場合、もしくは増加費用および損害が発生した場合には、事業者は、当該増加費用および損害を負担し、かつ引渡予定日および供用開始日は延期されない。」とありますが、その他事業者に課されるものは第41条第2項に定める遅延に係る違約金のみとの理解でよろしいでしょうか。	遅延の違約金についてはお考えのとおりです。その他、事業者は遅延により県に生じた損害及び増加費用を負担しなければなりません。
296	本施設の建設	14	第4	24条	5項	(2)				「事業者の責めに帰すべき事由により、引渡しまたは供用開始が遅延した場合、もしくは増加費用および損害が発生した場合には、事業者は、当該増加費用および損害を負担し、かつ引渡予定日および供用開始日は延期されない。」とありますが、その他事業者に課されるものは第41条第2項に定める遅延に係る違約金のみとの理解でよろしいでしょうか。	遅延の違約金についてはお考えのとおりです。その他、事業者は遅延により県に生じた損害及び増加費用を負担しなければなりません。
297	本施設の建設	14	第4	24条	5項					本条項（1）、（3）、（4）のように事業者の帰責事由以外の場合には、貴県と事業者の協議の上、引渡予定日および共用開始日は必要かつ合理的な期間だけ延期されるとございますが、それに伴い維持管理期間の終了日も延期されるとの理解でよろしいでしょうか。	引渡予定日及び供用開始日については、お考えの通りです。維持管理期間の終了日については、対応する予算措置が講じられない限り延長はありません。
298	本件工事に係る第三者の使用	15	第4	26条	2項					「建設業務の……、事業者は発注者に対し速やかにその旨を通知する。」とありますが、建設業法上の通常の建設工事の手続きにのっとる形態でよろしいでしょうか。	建設業法の手続きとは別途、事業契約上の通知を行ってください。
299	本件工事に伴う近隣対策	16	第4	29条	4項 6項					期間が延期になった場合に発生する費用につきましては発注者負担と考えてよろしいでしょうか。	第4項の場合は、遅延による増加費用は事業者負担となります。第6項の場合は、規定のとおり発注者の負担となります。
300	本件工事に伴う近隣対策	16	第4	29条	6項					「…本件工事が遅延することが合理的に見込まれる場合には、発注者および事業者は協議の上、速やかに、引渡予定日および供用開始日を合理的な期間だけ延期する」とございますが、それに伴い維持管理期間の終了日も延期されるとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理期間の終了日については、対応する予算措置が講じられない限り延長はありません。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	章	条	項	号	(か)	数			英字
		1	第1	1条	1項	(1)	(ア)	①			a
301	発注者の発注する関連工事および枯らし	17	第4	30条	2項					「舍利供養」壁面の移設工事において、故意または過失により建設中の本施設又は備品を損壊したときは、発注者が必要な補修費用を負担するとの意味でよろしいでしょうか。「必要な補修費用を『発注者が』負担する。」と主語を入れていただけますでしょうか。	「発注者は」のつぎに「、」を挿入することとします。
302	発注者の発注する関連工事および枯らし	17	第4	30条	2項					事業者は発注者が実施する「舍利供養」壁面の施設に係る工事において「事業者が建設中の本施設または備品を損壊したときは……」とありますが、事業者ではなく「舍利供養」壁面の施設に係る工事を施工する者または発注者ではないでしょうか。	発注者の故意・過失については、県が舍利供養壁面の工事を第三者に請け負わせる場合、県または監督員の指示等に故意・過失がある場合を想定しており、工事請負の受注者の故意・過失は含みません。なお、舍利供養壁面の工事の実施に当たっては、壁画工事の工事請負業者と事業者が十分に打合せをすることを想定しています。
303	備品等の調達	17	第4	31条	2項					「第41条第1項に基づく引渡しの完了により、前項により調達して備品の所有権は発注者に移転する」とありますが、事業者が備品をリースにて調達した場合、引渡し時には当該リース品のリース契約者は滋賀県になるとの理解でよろしいでしょうか。	リース物品の所有権は県には移転しません。また、県はリース契約の当事者にはなりません。
304	工事の中止	18	第4	33条	5項					発注者の判断により本件工事一時中止された場合、国土交通省 大臣官房官庁営繕部計画課 営繕積算企画調整室（令和2年10月20日掲載）「工事の一時中止に伴う増加費用の積算について」に基づき増加費用等に関する協議を行うものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
305	本施設の建設に伴い第三者に及ぼした損害	20	第4	38条	1項					工事の施工上通常さけることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により生じたものも第1項の事例にあてはまると判断してよろしいでしょうか。	「工事の施工上通常さけることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等」により生じた損害を発注者の責めに帰すべき事由により生じたものと認めることはできません。
306	本施設の建設に伴い第三者に及ぼした損害	20	第4	38条	3項					「第1項に基づき事業者が負担すべき第三者に対する損害を、発注者が賠償した場合、発注者は事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。」とありますが、発注者が第三者に賠償をする際には、事前に事業者を確認があるとの理解でよろしいでしょうか。	県が本工事に関連して損害を受けた第三者に賠償する場合、本工事の実施主体である事業者やその工事請負人に事実関係を確かめずに損害賠償すると言うことは考えられません。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	章	条	項	号	(か)	数			英字
		1	第1	1条	1項	(1)	(ア)	①			a
307	維持管理等業務開始の遅延による違約金	24	第5	48条	1項					事業者の責めに帰すべき事由により・・・とありますが、善管注意義務を果たしたうえで、避ける事ができない事由については、別途協議としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
308	監査委員等による監査	29	第6	65条	1項					「包括外部監査人または個別外部監査人」とありますが、それぞれの監査人についてどのような監査人なのかご教示ください。（貴県から別途業務委託を受けた会計監査人等ということでしょうか。）	いずれも県が委託する外部監査人で、包括外部監査人は県の事業を包括的に監査することの委託を受けた監査人、個別外部監査人とは本事業について個別に監査の依頼を受けた監査人をいいます。
309	雇用における配慮	30	第6	72条						統括責任者は維持管理期間において常駐しなければならないとありますが、常駐費用についてサービス対価に見込むことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
310	雇用における配慮	30	第6	72条	2項					「事業者は、障害者の雇用について、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき国および地方公共団体に義務づけられている雇用率と同等の雇用率を達成できるよう務めるものとする」とありますが、あくまで努力義務であって、達成できない場合にサービス購入料の減額措置は無いとの理解でよろしいでしょうか。	達成する努力を尽くしたがなお達成できなかった場合はサービス購入料の減額はありませぬ。
311	雇用における配慮	30	第6	72条	2項					「事業者は、障害者の雇用について、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき国および地方公共団体に義務づけられている雇用率と同等の雇用率を達成できるよう務めるものとする」とありますが、建設業務に関しては、建設業務期間中の現地従事者での雇用率ではなく、建設業務を担当する会社全体での達成率での考えでよろしいでしょうか。	本規定は規定の位置づけとして事業期間中の事業者の義務とお考えください。
312	ネーミングライツ	34	第6	83条						ネーミングライツパートナー募集、選定等の業務は貴県が実施し、その収入・費用は貴県に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。また、事業者が実施することはご想定されていますでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については想定していません。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	章	条	項	号	(か)	数	英字		
		1	第1	1条	1項	(1)	(ア)	①	a		
313	サービス購入料の変更等に代える要求水準書の変更	37	第7	98条	3項					要求水準書の変更内容は、発注者と事業者が協議して決める。ただし協議開始から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が決め、事業者へ通知する。とありますが、14日以内には期限を決めず、その期間については都度協議すると変更頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
314	事業者の債務不履行による契約解除	40	第8	102条	2項	(7)				受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を・・・とありますが、こちらの「受注者」は「事業者」の事との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書を修正します。
315	事業終了に際しての処置	42	第8	110条	3項					事業者は・・・なお、事業者がリースにより調達した機器類、什器備品その他の物件（自主事業に係るものを除く）については、維持管理期間が終了した場合は、無償で発注者に譲渡するもの・・・とありますが、譲渡を前提としたリース契約を事業者が締結するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
316	法令の変更による費用・損害の扱い	45	第10	115条						例えば法令等の変更により、新たな感染症対策を講じるに伴う費用の増加については、お支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	第115条第1項各号のいずれかに該当する場合は、ご理解のとおりです。 なお、原則として、感染症対策が広く集客施設や展示施設一般に適用される内容のものについては、本事業に直接関係する法令の新設及び変更には該当ませんが、県が必要と認めるときは、当該増加費用の負担について県とSPCが協議できるものとします。
317	不可抗力	46	第11	116条	1項					事業者は不可抗力の発生により・・・とありますが、第三者による損害は含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	第三者の行為が第2条第1項第35号に例示する戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動等と同等のものであり、これにより損害が生じたときは、不可抗力による損害と認められます。 なお、その他の第三者による損害については、事業契約書第86条に追記します。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	章	条	項	号	(か)	数	英字		
		1	第1	1条	1項	(1)	(ア)	①	a		
318	不可抗力	46	第11	116条						国や貴県による政策が変更又は決定されたことにより本契約等に従った業務の遂行ができなくなった場合においても、不可抗力として取り扱うとの理解でよろしいでしょうか。	ほとんど想定できませんが、質問にある政策の変更または決定に基づく法令の変更等の強制力を持った措置により本契約等に従った業務の遂行が出来なくなった場合は法令変更の規定の適用となります。また、そのような強制力をもつ措置を伴わない政策の変更または決定により本契約等に従った業務の遂行が出来なくなるということは想定できません。
319	不可抗力による増加費用・損害の扱い	46	第11	117条						不可抗力により損害が生じた場合、水道光熱費など、かかった経費はお支払いいただける、という理解でよろしいでしょうか。	不可抗力の発生により直接に必要なとなった水道光熱費の増加分については、不可抗力による増加費用と認められますので、第117条に従い一定金額以上のものについて県の負担の対象となります。
320	不可抗力による増加費用・損害の扱い	46	第11	117条	1項	(1)				サービス購入料AからSPC設立費用を・・・とありますが、SPC設立費用に含まれるものをご教示ください。様式5-8(2)には印紙税(融資契約)等もSPC設立費用に含まれておりますが、事業者で適宜判断して含む含まないという理解でよろしいでしょうか。	様式5-8(2)に基づき算定します。当該様式への記載項目はご提案によります。
321	不可抗力による増加費用・損害の扱い	46	第11	117条	1項	(2)				「当該不可抗力が発生した事業年度の前年度のサービス購入料B、CおよびDの合計の100分の1」とありますが、施設引渡後の2027年度に不可抗力が発生した場合については、当該年度(2027年度)のサービス購入料B、CおよびDの合計になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
322	予期できない事由	47	第11	118条						感染症の蔓延防止などの公衆衛生上の必要性や天災等の発生のおそれ等による公共安全の必要性等がある場合に生じる必要な経費はお認めいただき、お支払いいただける、という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に定める緊急時対応に従った措置に要する費用は事業者が負担してください。その他のもので県が具体的に指示したものについては、お考えのとおりです。
323	著作物の利用および著作権	47	第12	119条						本件PFI事業の成果物と本施設の著作権の使用については、本件PFI事業に必要な範囲に限る、という理解でよろしいでしょうか。	県による成果物の利用は、本施設の事業契約期間中及び事業契約終了後の運営及び維持管理に関する利用(施設の県民や議会への説明、広報、宣伝のための利用を含む。)とお考えください。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	章	条	項	号	(加)	数			英字
		1	第1	1条	1項	(1)	(ア)	①			a
324	秘密保持	49	第13	128条						守秘対象は秘密に該当する情報という理解で宜しいでしょうか	第128条に規定する守秘義務の守秘対象は同条第1項に規定するとおりです。
325	サービス購入料の構成	52	別紙1	1						サービス購入料C-1の維持管理段階におけるその他の費用の中に、SPCの運営に係る費用（維持管理期間中）が含まれるという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
326	サービス購入料A（施設整備の対価）	53	別紙1	2	(1)					サービス購入料A-3は当該業務の完了後に一括払いとなっていますが、SPCの設立に係る費用などはR5年度の3月末を目途に支払われるという理解でよいでしょうか。また、R6年度に実施、完了する業務がある場合は、R6年度の3月末に支払われるという理解でよいでしょうか。	サービス購入料A-3の支払は備品調達業務の完了後に一括払いします。
327	サービス購入料B（開館準備の対価）	53	別紙1	2	(2)					開館準備業務に係る費用は各回均等とするとあります。R7年度、R8年度、R9年度（供用開始の12月まで）の各年度において、必要な費用が大きく異なることが想定されるため、各年度ごとに係る費用を提案し、各年度内での四半期ごとの費用を均等とするという理解でよいでしょうか。	ご提案のとおり、年度ごとの費用が異なる支払いを認め、事業契約書を修正します。
328	サービス購入料B（開館準備の対価）	53	別紙1	2	(2)					サービス購入料Bは各回均等払いとありますが、開業準備業務は供用開始に向け徐々に業務量が増えていくため、各回均等ではなく、年度毎に事業者提案により変動させることをご検討お願い出来ないでしょうか。	No. 327をご参照ください。
329	サービス購入料E（開館準備・維持管理・文化観光等に係る光熱水費）	53	別紙1	2	(5)					オその他には何が含まれると想定されていますでしょうか。	現時点で具体的な想定はありません。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	章	条	項	号	(加)	数	英字		
		1	第1	1条	1項	(1)	(ア)	①	a		
330	サービス購入料A-2	54	別紙1	3	(1)	イ				「発注者は、建設業務、工事監理業務に係る費用について、建設期間中に毎年度1回、下表のとおり支払う。」とありますが、例えば建設工事の着工が令和6年（2024年）10月からの場合、令和6年度中（令和7年3月末までに）に1回、出来形部分に係る請求を行うことができるとの理解でよろしいでしょうか。	令和8年度3月までの請求は一回とし、別紙1を修正します。
331	サービス購入料A-2	54	別紙1	3	(1)	イ				「発注者は、建設業務、工事監理業務に係る費用について、建設期間中に毎年度1回、下表のとおり支払う。」とありますが、出来形確認については、例えば1月末までの出来形確認を請求し、サービス購入料A-2を3月中にお支払いいただくということは可能でしょうか。	No. 330をご参照ください。 支払時期は様式5-13（1）をご参照ください。
332	サービス購入料A-3	54	別紙1	3	(1)	ウ				「事業者は、要求水準書に定める什器・備品を発注者に引渡した後、当該業務が発生する年度の3月末を目途に、当該業務に係る請求書を発注者に提出する。」とありますが、「SPCの設立に係る費用」及び「施設整備段階におけるその他の費用」に係るサービス購入料に関しては、それぞれの業務が完了した年度（SPCの設立費用については、2023年度）の3月末を目途に請求が可能との理解でよろしいでしょうか。	No. 326をご参照ください。
333	サービス購入料A-3	54	別紙1	3	(1)	ウ				「什器・備品を発注者に引き渡した後、当該業務が発生する年度の3月末を目途に、当該業務に係る請求書を発注者に提出する」とありますが、SPCの設立に係る費用やSPC諸経費などの施設整備段階におけるその他費用はそれぞれの業務が完了した令和5年度、6年度、7年度、8年度の各3月末を目途に請求が可能との理解で宜しいでしょうか。	No. 326をご参照ください。
334	サービス購入料A-3	54	別紙1	3	(1)	ウ				「要求水準書に定める什器・備品を発注者に引渡した後、当該業務が発生する3月末を目途に」、という部分は、什器・備品に関する費用に対してでしょうか。サービス購入料A-3に含まれる、什器・備品の費用、SPCの設立に係る費用、施設整備段階におけるその他費用全体に対してでしょうか。	No. 326をご参照ください。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	章	条	項	号	(か)	数	英字		
		1	第1	1条	1項	(1)	(ア)	①	a		
335	サービス購入料A-3	54	別紙 1	3	(1)	ウ				事業者は、要求水準書に定める什器・備品を発注者に引渡しした後、当該業務が発生する年度の3月末を目途に、当該業務に係る請求書を発注者に提出とありますが、サービス購入料A-3にはSPCの設立にかかる費用、その他必要な経費等も含まれますが、備品調達業務が完了する年度に、全て一括して支払われるという理解でよろしいでしょうか。	No. 326をご参照ください。
336	サービス購入料B	54	別紙 1	3	(2)					平準化により端数が生じた場合、当該端数は初回、最終回または年度毎に調整（第一四半期または第四半期分で調整）のいずれかで調整すればよろしいでしょうか。	サービス購入料Bについては年度毎に調整してください。
337	サービス購入料B	54	別紙 1	3	(2)					「サービス購入料Cの対価の支払請求書を発注者に提出する」とありますが、「サービス購入料C」は「サービス購入料B」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。別紙1を修正します。
338	サービス購入料B	54	別紙 1	3	(2)					事業者は、当該通知受領後、速やかに直前の四半期に相当するサービス購入料Cの対価の支払い請求書を発注者に提出するとありますが、サービス購入料B-1の対価の支払い請求書ではないでしょうか。	No. 337をご参照ください。
339	サービス購入料B	54	別紙 1	3	(2)					発注者は「四半期報」受領日から14日以内に、事業者に対して「業務確認結果」を通知する。事業者は、当該通知受領後、速やかに直前の四半期に相当するサービス購入料Cの対価の支払い請求書を発注者に提出するとあります。年度の開館準備費用を四半期に均等分割することから、四半期報に記載する内容と請求する費用とはリンクしないことになると考えますが、問題ないでしょうか。	原案のとおりとします。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	章	条	項	号	(加)	数	英字		
		1	第1	1条	1項	(1)	(ア)	①	a		
340	サービス購入料C-1	55	別紙1	3	(3)	ア				初回は令和9年12月、令和10年1月、2月3月（4か月）分、2回目以降は四半期（3か月）分を1回としとあります。 また、（初回の金額は、2回目以降の金額の概ね1/3とする。詳細は提案の内容を踏まえ、協議の上で決定する。）とあります。 初回が4か月分、2回目以降が3か月分である一方で、初回が1/3となる理由をお教えてください。 あるいは、初回のご金額は、2回から5回までの1年度分のご金額の概ね1/3とするということでしょうか。	初回のご金額は、2回目以降のご金額の概ね4/3とします。別紙1を修正します。
341	サービス購入料C-1	55	別紙1	3	(3)	ア				初回は令和9年12月、令和10年1月、2月3月（4か月）分、2回目以降は四半期（3か月）分を1回としとあります。 また、（初回のご金額は、2回目以降のご金額の概ね1/3とする。詳細は提案の内容を踏まえ、協議の上で決定する。）とあります。 P53の（3）サービス購入料Cにおいては、支払額は各回均等とするという記載がありますが、初回のご金額のみは各回均等ではなくてもよいということでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、No. 340をご参照ください。
342	サービス購入料C-1	55	別紙1	3	(3)	ア				「初回のご金額は、2回目以降のご金額の概ね1/3とする。」とありますが、「1/3」は「4/3」との理解でよろしいでしょうか。	No. 340をご参照ください。
343	サービス購入料C-1	55	別紙1	3	(3)	ア				平準化により端数が生じた場合、当該端数は初回、最終回または年度毎に調整（第一四半期または第四半期分で調整）のいずれかで調整すればよろしいでしょうか。	No. 260をご参照ください。
344	サービス購入料C-2	55	別紙1	3	(3)	イ				四半期の最終月の翌月（7月・10月・1月・4月）5営業日までに「四半期報」を発注者に提出するとありますが、他の四半期報と同じく15日までに提出ではなく5営業日までとする理由をお教えてください。	翌月15日までに修正します。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	章	条	項	号	(加)	数	英字		
		1	第1	1条	1項	(1)	(ア)	①	a		
345	サービス購入料D-1	55	別紙1	3	(4)	ア				平準化により端数が生じた場合、当該端数は初回、最終回または年度毎に調整（第一四半期または第四半期分で調整）のいずれかで調整すればよろしいでしょうか。	No. 260をご参照ください。
346	サービス購入料D-1	55	別紙1	3	(4)	ア				初回は令和9年12月、令和10年1月、2月3月（4か月）分、2回目以降は四半期（3か月）分を1回としとあります。 また、（初回の金額は、2回目以降の金額の概ね1/3とする。詳細は提案の内容を踏まえ、協議の上で決定する。）とあります。 初回が4か月分、2回目以降が3か月分である一方で、初回が1/3となる理由をお教えてください。 あるいは、初回金額は、2回から5回までの1年度分金額の概ね1/3とするということでしょうか。	初回金額は、2回目以降の金額の概ね4/3とします。別紙1を修正します。
347	サービス購入料D-1	55	別紙1	3	(4)	ア				初回は令和9年12月、令和10年1月、2月3月（4か月）分、2回目以降は四半期（3か月）分を1回としとあります。 また、（初回金額は、2回目以降の金額の概ね1/3とする。詳細は提案の内容を踏まえ、協議の上で決定する。）とあります。 P53の（4）サービス購入料Dにおいては、支払額は各回均等とするという記載がありますが、初回金額のみは各回均等ではなくてもよいということでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、No. 346をご参照ください。
348	サービス購入料D-1	56	別紙1	3	(4)	ア				「初回金額は、2回目以降の金額の概ね1/3とする。」とありますが、「1/3」は「4/3」との理解でよろしいでしょうか。	No. 346をご参照ください。
349	サービス購入料D-2	56	別紙1	3	(4)	イ				四半期の最終月の翌月（7月・10月・1月・4月）5営業日までに「四半期報」を発注者に提出するとありますが、他の四半期報と同じく15日までに提出ではなく5営業日までとする理由をお教えてください。	翌月15日までに修正します。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	章	条	項	号	(か)	数	英字		
		1	第1	1条	1項	(1)	(ア)	①	a		
350	サービス購入料D-2	56	別紙1	3	(4)	イ				四半期毎に「四半期報」の提出し、「業務確認結果」の通知を受けますが、支払いは四半期毎ではなく、年1回の合計3回との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
351	建設期間中の改定	60	別紙1	4	(1)	イ				改定に用いる指標として「建設物価」「建築コスト情報」「建築施工単価」とありますが、優先順位についてご教示願います。	優先順位はありません。ご提案に基づいて協議します。
352	サービス購入料Bの改定	60	別紙1	4	(2)	ア				使用する指標については、記載のもののうちいずれか、という理解でよろしいでしょうか。	事業契約書別紙1「4（2）ア」に示す指標を採用します。
353	改定の計算方法	60	別紙1	4	(2)	イ				「令和5年の指標（令和4年4月から令和5年4月までの12か月の平均値）と令和6年の指標（令和5年4月から令和6年4月までの12か月の平均値）」とありますが、終期の「令和5年4月」及び「令和6年4月」は、それぞれ「令和5年3月」「令和6年3月」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。別紙1を修正します。
354	改定の計算方法	62	別紙1	4	(3)	イ				「令和5年の指標（令和4年4月から令和5年4月までの12か月の平均値）と令和6年の指標（令和5年4月から令和6年4月までの12か月の平均値）」とありますが、終期の「令和5年4月」及び「令和6年4月」は、それぞれ「令和5年3月」「令和6年3月」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。別紙1を修正します。
355	モニタリングの費用負担	66	別紙2	1	(5)					「事業者が自ら実施するセルフモニタリング、提出書類の作成等に係る費用は、事業者の負担とする。」とございますが、これらの費用も各サービス購入料の支払い対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	章	条	項	号	(か)	数	英字		
		1	第1	1条	1項	(1)	(ア)	①	a		
356	減額の額の算出	76	別紙 2	7	(3)	ウ	(ア)			「サービス購入料B、C、Dの減額」については、対象業務毎に減額ポイントが発生し、減額となった対象業務に係るサービス購入料のみが減額される、との理解でよろしいでしょうか。	別紙1「1 表中」に示す対価の中項目ごと（サービス購入料A-1等）に減額を行います。
357	減額の額の算出	76	別紙 2	7	(3)	ウ	(ア)			減額ポイントは、当該四半期でリセットされ、翌四半期には持ち越されないとの理解でよろしいでしょうか。	減額ポイントの繰越については別紙2「7（3）ウ（イ）」をご参照ください。
358	減額ポイントの軽減措置によるインセンティブの付与	76	別紙 2	7	(3)	エ				「なお、減額ポイントの軽減については、各事象の発生1件につき、最大10 ポイントの範囲内で行うこととする」とありますが、「各事象」とは、「功績等」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
359	建設工事保険	78	別紙 3	1	(1)					保険契約者はSPCまたは建設業務に当たる者のどちらでも良いとの理解でしょうか。	可とします。別紙3を修正します。
360	開館準備期間中および維持管理期間中の保険	79	別紙 3	2						保険契約者が事業者になっていますが、開館準備業務ならびに本施設の維持管理・文化観光等業務の委託を受けた者が保険契約者になることは不可でしょうか。	可とします。別紙3を修正します。
361	第三者賠償責任保険	79	別紙 3	2	(1)					保険契約者はSPC、構成企業・協力企業（維持管理業務に当たる者、または文化観光等業務に当たる者）のどちらでも良いとの理解でしょうか。	可とします。別紙3を修正します。
362	第三者賠償責任保険	79	別紙 3	2	(1)					別紙3では、保険契約者と保険料負担は事業者と記載されていますが、事業契約第43条第3項では「事業者は、自らの責任および費用負担において、開館準備期間中、別紙3第2項に規定する保険に加入し、または構成企業をして加入させなければならない。」、第56条第1項では「事業者は、維持管理等業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせたときは、当該第三者を前項の保険に加入させることができる。」とございます。別紙3の要件は適宜読み替えるという理解でよろしいでしょうか。	保険契約者は事業者または当該業務に当たる者とします。別紙3を修正します。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	章	条	項	号	(か)	数	英字		
		1	第1	1条	1項	(1)	(ア)	①	a		
363	事業のスケジュール	81	別紙 4	2						設計・建設期間の終期について「令和9年（2027年）9月末日」とありますが、「令和9年（2027年）3月末」との理解でよろしいでしょうか。	No. 285をご参照ください。
364	事業のスケジュール	81	別紙 4	2						引渡しおよび所有権移転について「令和9年（2027年）9月末日」とありますが、「令和9年（2027年）3月末」との理解でよろしいでしょうか。	No. 285をご参照ください。
365	事業のスケジュール	81	別紙 4	2						引渡しおよび所有権移転が令和9年（2027年）9月末日とありますが、入札説明書においては2027年3月末となっております。入札説明書の記述が正と解釈してよろしいでしょうか。	No. 285をご参照ください。

■入札説明書に関する意見

No	タイトル	該当箇所								意見	回答案
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
366	参加資格の喪失	11		3	(4)					4 期間のスケジュールにおいて参加喪失の条件ならびに特代替措置が記載されております。いずれの期間において代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠く場合の代替措置が、構成企業・協力企業の「補充」と記載されておりますが、残った構成企業で十分に事業を遂行できると認められた場合は「補充」なくして有効とできないでしょうか。	原文のとおりとします。

■要求水準書に関する意見

No	タイトル	該当箇所								意見	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
367	用語の定義									(冒頭・ページ数無し) 用語の定義において、入札説明書内に複数記載のある「事業者が負担」、「事業者の負担」および「事業者負担」について定義づけをお願いできませんでしょうか。	No.7をご参照ください。
368	統括責任者の変更について	12	第1	11	(3)	ア				「…各期間中の変更は原則として認めない」とありますが、維持管理期間が約15年と非常に長い期間に渡ります。変更の際してのやむを得ない理由がどのようなものかによりますが、この長い期間にわたって統括責任者の変更ができないというのは現実的では無いと考えます。	原文のとおりとします。
369	非常照明	37	第2	2	(4)	ア	(イ)		d	非常照明は電池内蔵も認めてほしい	原文のとおりとします。
370	電話多言語対応	109	第5	2	(6)	ウ	(ア)	②	b	電話対応において、外国語(英・中・韓必須)による電話に対して簡単に対応とありますが、案内所や翻訳などは英のみ必須です。他の外国語対応と同じく英のみ簡単に対応とし、他の言語は努力目標程度として頂けませんでしょうか？	原文のとおりとします。

■基本協定書（案）に関する意見

No	タイトル	該当箇所								意見	回答
		頁	条	項	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	1条	1項	(1)	ア	(ア)	①	a		
371	目的	1	1条							基本協定書（案）には企業グループを構成するすべての法人を末尾当事者（乙）欄に記名捺印することから、（目的）第1条は「末尾当事者（乙）欄に（構成企業）又は（協力企業）として記名捺印する各法人（以下「構成企業等」という。）・・・」の記載に改めては如何かと思料致します。	具体的な記載の調整は落札者決定後、協議して行います。
372	事業契約	2	6条	3項						入札説明書においてただし書きに記載の代表企業以外の場合には代替企業により、甲が認めた場合は締結できるとの記載があるので、「仮契約または本契約を締結しないことができるものとする。」の後にただし書きを条文に追記できないでしょうか。	入札説明書P22に定める代表企業以外の構成員または協力企業の変更は構成員または協力企業の入札参加資格の喪失の場合であり、基本協定第6条第3項が規定する談合防止違反の場合の構成員または協力企業の変更は認められません。
373	事業契約	3	6条	4項						契約締結の可否にかかわらず賠償金の支払いとなっております。代表企業以外の場合には「代替企業がある場合は賠償金支払いの対象とならない。」と条文に追記できないでしょうか。	No. 372をご参照ください。
374	事業契約	3	6条	5項						「前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない」とありますが、第4項は、賠償金として落札金額（税込）の20%と規定しているものであり、さらに本項の定めもあると無条件に高額な賠償金を請求できる規定となっており、あまりにも事業者にとって不利なものと思われるため、本項の規定は削除いただけないでしょうか。	第6条第4項の賠償金および同条第5項の損賠賠償は談合防止規定に違反した場合のペナルティとして適当なものと考えております。
375	準備行為	4	9条							「甲は必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。」とありますが、資機材の先行発注が必要な場合は甲による指示書の発行をお願いいたします。	協力の内容としての指示書の発行は想定しておりません。
376	事業契約の不調	5	10条							第6条、第7条、第8条に一切該当せず落札決定した後に本協定を締結した以降に事業契約が不調に至るケースとして選挙等による甲側の政策変更や、それに起因した議会の否決などにより不調に至った場合等、「事由の如何を問わず」とはせず、乙側の本事業への入札対応等の準備費用の一部を甲側が負担する特段の定めを設けていただけないでしょうか。	入札説明書「4（11）イ」に示すとおり、入札参加に伴う費用はすべて入札参加者の負担であり、これは契約不調の場合でも変わりません。原案のとおりとします。

■事業契約書（案）に関する意見

No	タイトル	該当箇所								意見	回答
		頁	章	条	項	号	(加)	数	英字		
		1	第1	1条	1項	(1)	(ア)	①	a		
377	不可抗力	3	第1	2条	1項	(35)				『「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、（中略）（この契約等で水準が定められている場合および設計図書または完成図書で水準が示されている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、発注者または事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう』とありますが、震度7以下の地震であっても要求水準に定める仕様、善管注意義務を果たしてもなお発生した損害については、損害の程度は予見不能でかつ免震性能は万能ではないため、不可抗力としていただけよう要望いたします。	原案のとおりとします。質問にある耐震性能は躯体の強度としては要求水準書または設計図書に規定する性能を超えたものを不可抗力とします。
378	条件変更について	9	第2	17条	1項	(2)				地中障害等が発生した場合は工期変更、工事費増額の場合が生じてきます。貴県から提示された資料において判別がつかない場合は工事代金の変更（要求水準書）は貴県の負担でお願いできないでしょうか。	県が示した資料等から合理的に推測できないものは県の負担となります。No. 292をご参照ください。
379	本施設の設計	12	第3	20条	10項	(4)				「発注者と事業者は各自に生じた増加費用および損害を各自で負担」とございますが、事業者が生じた増加費用および損害については、貴県と事業者の協議の上、その発生事由に応じて負担額と負担先を決定するようにしていただきたく存じます。	原案のとおりとします。
380	本施設の建設	14	第4	24条	5項	(4)				「発注者または事業者の……各自に生じた増加費用および損害を各自で負担する。」とありますが、引渡しまたは供用開始が遅延した時の増加費用については、事業者負担の場合が多いと想定されるため、協議のうえ負担分を定めるという記載に変更していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
381	本施設の建設	14	第4	24条	5項	(4)				「発注者と事業者は各自に生じた増加費用および損害を各自で負担」とございますが、事業者が生じた増加費用および損害については、貴県と事業者の協議の上、その事由に応じて負担額と負担先を決定するようにしていただきたく存じます。	原案のとおりとします。

■事業契約書（案）に関する意見

No	タイトル	該当箇所								意見	回答
		頁	章	条	項	号	(加)	数	英字		
		1	第1	1条	1項	(1)	(ア)	①	a		
382	引渡し遅延	14	第4	24条	5項	(4)				「発注者または事業者の責めに帰すべき事由によらず、かつ法令の変更または不可抗力によらずして引渡しまたは供用開始が遅延したとき」とありますが、法令の変更でもなく不可抗力でもないときというのはどのような場合を想定されていますでしょうか。当該場合には、「発注者は、事業者と協議の上、引渡予定日および供用開始日を必要かつ合理的な期間だけ延期し、発注者と事業者は各自に生じた増加費用および損害を各自で負担する」とありますが、不可抗力扱いとならない場合に、増加費用を全て事業者負担となるのは、事業者にとって厳しい条件のため、発注者または事業者の責めに帰すべき事由でなく、法令変更または不可抗力によるものでもない場合については、増加費用について、発注者と協議することとしていただけないでしょうか。	「発注者または事業者の責めに帰すべき事由によらず、かつ法令の変更または不可抗力によら」ない場合とは、例えば天候不順で工期が遅れた場合が考えられます。費用負担については原案のとおりとします。
383	第三者の使用	15	第4	25条	2項					第25条5項にある施工体制台帳の写しの提出で代用できないでしょうか。	具体的な通知方法の運用については、事業者の提案に基づき県と事業者で協議して定めることが可能ですので、事業契約締結後に県と協議とします。
384	大津港駐車場部分の工事	16	第4	29条	7項					「同駐車場の施設管理者からこの契約等を著しく超える仕様、条件等が示されたときは、発注者と事業者が協議してその取扱いを定める」とありますが、「著しく超える」との定義があいまいのため、基本的にはこの契約等を超える仕様、条件等が示された場合には、発注者と事業者が協議してその取扱いを定めることとしていただけないでしょうか。	同駐車場の施設管理者からこの契約等を超える仕様、条件等が示されたときは、かかる仕様や条件等がこの契約等を「著しく」超えるものかどうかを含めて、その取り扱いを県と事業者で定めることを想定しています。
385	法令の変更による契約の解除	41	第8	106条	1項					「第114条第4項の…発注者は、事業者に対する通知によりこの契約を解除することができる。」とありますが、受注者による解除権がありませんので、協議のうえ事業者も解除できるという内容に変更できないでしょうか。	本事業は公共の発注事業であり、法令変更や不可抗力の解除権は発注者のみとしていることをご理解ください。なお、事業者の方から県に対して解除権の行使を促すことは妨げられません。
386	不可抗力による契約の解除	41	第8	107条	1項					「第116条第4項の…発注者は、同条第2項にかかわらず、事業者に対する通知によりこの契約を解除することができる。」とありますが、受注者による解除権がありませんので、協議のうえ事業者も解除できるという内容に変更できないでしょうか。	本事業は公共の発注事業であり、法令変更や不可抗力の解除権は発注者のみとしていることをご理解ください。なお、事業者の方から県に対して解除権の行使を促すことは妨げられません。

■事業契約書（案）に関する意見

No	タイトル	該当箇所								意見	回答
		頁	章	条	項	号	(か)	数	英字		
		1	第1	1条	1項	(1)	(ア)	①	a		
387	不可抗力による増加費用・損害の扱い	46	第11	117条	1項	(2)				不可抗力により本事業の実施の中止、休館となった場合には、貴県と事業者の協議の上、事業期間を延長することも可能となるようにしていただきたく存じます。	不可抗力発生時の具体的な取り扱いは、事業契約に従い当該不可抗力発生時に県と事業者が協議して定めることとなります。その場合、県において予算措置が可能な場合は事業期間の延長を協議で定めることも可能です。
388	予期できない事由	47	第11	118条						予期できない事由により本事業の実施の中止、休館となった場合には、貴県と事業者の協議の上、事業期間を延長することも可能となるようにしていただきたく存じます。	第118条第3項の協議は、事業契約の期間の延長の協議は想定しておらず、これを変更することは考えていません。原案のとおりとします。
389	不可抗力による増加費用・損害の扱い	47	第11	117条	1項	(3)				前2号にかかわらず、その他事業の実施に係る損害および増加費用は、すべて事業者が負担する。とありますが、協議のうち負担分を定めるという記載に変更していただけないでしょうか。	その他業務は要求水準書「第6 1 (3)」に示すとおり、独立採算方式の事業であり、不可抗力発生時に事業者のその他業務の実施に係る費用の全部又は一部を県が負担することは考えておりません。原案のとおりとします。
390	構成企業の資格喪失	51	附則	1条						発注者は、構成企業が、…本契約を締結しないことができる。とありますが、代表企業以外の場合は、残った他企業において業務が履行できると発注者が認めた場合は、締結できるという記述に変更できないでしょうか。	仮契約締結後、特に発注者側で本契約の不締結を選択しない限り議会の議決で当然に本契約の締結となるため、事業契約書においては本契約を締結出来る場合を詳細に記載する必要はありません。原案のとおりとします。
391	サービス購入料Aの改定	59	別紙1	4	(1)	イ				「サービス購入料A-3は、物価変動に基づく改定を行わない」とありますが、サービス購入料A-3の内、備品調達業務に関しては、サービス購入料A-1及びA-2と同様に、物価変動に基づく改定の対象としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、サービス購入料A-2の対象に付属資料14および15に示す収蔵庫設備等を含みます。事業契約書および様式5-10を修正します。